

令和5年2月27日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和5年3月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第16号	一宮市公告式条例の一部改正について	1頁
議案第17号	一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	5頁
議案第18号	一宮市子ども・子育て審議会条例の一部改正について	8頁
議案第19号	一宮市職員定数条例の一部改正について	10頁
議案第20号	一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	12頁
議案第21号	一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について	14頁
議案第22号	一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例の制定について	32頁
議案第23号	一宮市手数料条例の一部改正について	34頁
議案第24号	一宮市保育所条例の一部改正について	66頁
議案第25号	一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	69頁
議案第26号	一宮市国民健康保険条例の一部改正について	87頁
議案第27号	一宮市国民健康保険税条例の一部改正について	89頁
議案第28号	一宮市営住宅条例の一部改正について	98頁
議案第29号	一宮市自転車駐車場条例の一部改正について	101頁
議案第30号	一宮市都市公園条例の一部改正について	103頁
議案第31号	一宮市文化広場条例の一部改正について	105頁
議案第32号	一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	109頁
議案第33号	一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	111頁
議案第34号	一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定に係る議決内容の変更について	113頁
議案第35号	包括外部監査契約の締結について	114頁
議案第36号	市道路線の廃止及び認定について	115頁

議案第37号	民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る契約の締結に係る議決内容の変更について	138頁
報告第1号	専決処分の報告について	139頁
報告第2号	一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について	141頁
報告第3号	一宮市土地開発公社の経営状況の報告について	146頁
報告第4号	一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について	157頁

一宮市公告式条例の一部改正について

一宮市公告式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

条例の公布、公告等について、市のウェブサイトに設置した掲示場に掲示して行うことができるようにするため、本案を提出する。

一宮市公告式条例の一部を改正する条例

一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 第2条第2項_____の規定は、前項の規程にこれを準用する。</p>	<p>(条例の公布)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>電磁的記録による条例の公布は、前項の規定にかかわらず、市のウェブサイト</u>に設置した掲示場に掲示して行う。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 第2条第2項<u>及び第3項</u>の規定は、前項の規程にこれを準用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(一宮市行政手続条例の一部改正)
- 一宮市行政手続条例(平成8年一宮市条例第25号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を<u>当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる</u>。この場合においては、<u>掲示</u>を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を<u>告示する</u> _____ <u>こと</u>によって行うことができる。この場合においては、<u>告示</u>を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。 (続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p>

<p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示</u>を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「<u>掲示</u>を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示</u>を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>告示</u>を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「<u>告示</u>を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>告示</u>を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

3 一宮市職員の退職手当に関する条例(昭和31年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 略 2 略 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項_____ (同条例第5条において準用する場合を含む。)に定める掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 略 2 略 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項又は第3項(同条例第5条において準用する場合を含む。)に定める掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市市税条例の一部改正)

4 一宮市市税条例(平成17年一宮市条例第38号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達</p>	<p>(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達</p>

は、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項 に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

は、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項又は第3項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市屋外広告物条例の一部改正)

5 一宮市屋外広告物条例(令和2年一宮市条例第65号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(広告物等を保管した場合の公示事項等) 第22条 略</p> <p>2 法第8条第2項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、2日間)、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項<u> </u>に規定する掲示場に掲示して行わなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(広告物等を保管した場合の公示事項等) 第22条 略</p> <p>2 法第8条第2項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、2日間)、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項<u>又は第3項</u>に規定する掲示場に掲示して行わなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

議案第17号

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

オンラインにより行うことができる行政手続の範囲を拡大するため、本案を提出する。

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年一宮市条例第180号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、申請等で当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの<u>のうち規則等(執行機関の規則、公営企業管理規程及び議会の規則をいう。以下同じ。)</u>で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等_____</p> <p>_____で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 市の機関は、処分通知等で当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの<u>のうち規則等で定めるもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう_____。))を使用して行うことができる。</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関は、申請等で当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの_____</p> <p>_____については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等<u>(執行機関の規則、公営企業管理規程及び議会の規則をいう。以下同じ。)</u>で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第4条 市の機関は、処分通知等で当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの_____については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。))を使用して行うことができる。<u>ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用して受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。</u></p>

2～4 略

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等で当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)のうち規則等で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 略

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等で当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものうち規則等で定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2・3 略

2～4 略

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等で当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。) _____ については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 略

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等で当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの _____ については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2・3 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市子ども・子育て審議会条例の一部改正について

一宮市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の一部改正に伴い、条文の整理を行うため、本案を提出する。

一宮市子ども・子育て審議会条例の一部を改正する条例

一宮市子ども・子育て審議会条例(令和2年一宮市条例第58号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(所掌事務) 第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。 (1)・(2) 略 (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項 (4) 略	(所掌事務) 第2条 略 (1)・(2) 略 (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項 (4) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市職員定数条例の一部改正について

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

中核市関連業務に対する体制及び保育所の体制充実等に伴い、職員の定数を増員するため、本案を提出する。

一宮市職員定数条例の一部を改正する条例

一宮市職員定数条例(昭和25年一宮市条例第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局の職員は、市長の事務部局の職員においてこれを兼ねることができる。 【別記 参照】 2 略	(職員の定数) 第2条 略 【別記 参照】 2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,074人
上下水道部の職員	188人
病院事業部の職員	1,248人
略	
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	110人
略	
合計	4,076人

改正案

市長の事務部局の職員(社会福祉主事を含む。)	2,133人
上下水道部の職員	190人
病院事業部の職員	1,251人
略	
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	114人
略	
合計	4,144人

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

民生委員法(昭和23年法律第198号)第8条第1項に規定する民生委員推薦会の委員の報酬を定めるため、本案を提出する。

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第1条関係) 【別記 参照】	別表第1(第1条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

番号	区分	報酬の額(円)
略		
27	略	
<u>28</u> ～ <u>54</u>	略	

改正案

番号	区分	報酬の額(円)
略		
27	略	
<u>28</u>	<u>民生委員推薦会委員</u>	<u>日額 7,400</u>
<u>29</u> ～ <u>55</u>	略	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部改正について

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

職員の給料表の号給について、国家公務員の俸給表の最高号俸を上回る部分を廃止するため、本案を提出する。

一宮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1 行政職給料表(第4条関係) ア 行政職給料表(1) 【別記1 参照】 備考 略 イ 行政職給料表(2) 【別記2 参照】 備考 略 別表第2 医療職給料表(第4条関係) ア 医療職給料表(1) 【別記3 参照】 備考 略 イ 医療職給料表(2) 【別記4 参照】 備考 略 ウ 医療職給料表(3) 【別記5 参照】 備考 略	別表第1 行政職給料表(第4条関係) ア 行政職給料表(1) 【別記1 参照】 備考 略 イ 行政職給料表(2) 【別記2 参照】 備考 略 別表第2 医療職給料表(第4条関係) ア 医療職給料表(1) 【別記3 参照】 備考 略 イ 医療職給料表(2) 【別記4 参照】 備考 略 ウ 医療職給料表(3) 【別記5 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		

47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				

	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
定年前再任用短時間勤務職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

【別記2】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500

46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
70	215,800	253,100	282,500	311,300	
71	216,100	253,500	283,300	311,800	
72	216,400	253,900	284,000	312,300	
73	216,600	254,100	284,800	312,600	
74	217,000	254,500	285,500	313,100	
75	217,400	255,000	286,300	313,600	
76	218,000	255,500	287,100	314,000	
77	218,200	255,800	287,700	314,200	
78	218,700	256,200	288,200	314,500	
79	219,100	256,700	288,700	314,800	
80	219,500	257,200	289,100	315,100	
81	220,000	257,500	289,500	315,400	
82	220,300	257,800	289,900	315,700	
83	220,600	258,100	290,400	316,000	
84	221,000	258,400	290,900	316,300	
85	221,500	258,600	291,300	316,500	
86	221,900	258,800	291,900	316,900	
87	222,300	259,100	292,500	317,200	
88	223,000	259,400	293,100	317,400	
89	223,400	259,600	293,400	317,600	
90	223,900	259,800	293,900	317,900	
91	224,400	260,200	294,400	318,200	
92	224,800	260,400	294,800	318,500	
93	225,100	260,700	295,200	318,700	
94	225,500	261,100	295,700	319,000	
95	225,900	261,400	296,200	319,300	
96	226,200	261,700	296,700	319,500	
97	226,500	261,900	297,000	319,700	
98	226,900	262,200	297,400	320,000	
99	227,300	262,400	297,900	320,300	
100	227,700	262,700	298,400	320,500	
101	228,100	263,000	298,800	320,700	

	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

【別記3】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	

	49	381,700	450,400	504,000	557,500	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	
	62	392,100	466,900	517,900	568,900	
	63	392,500	467,600	518,800	569,800	
	64	393,000	468,300	519,600	570,700	
	65	393,300	469,000	520,500	571,600	
	66		469,700	521,400		
	67		470,400	522,100		
	68		471,000	523,000		
	69		471,300	523,900		
	70		472,000	524,700		
	71		472,700	525,600		
	72		473,400	526,500		
	73		473,800	527,300		
	74		474,400	528,200		
	75		475,100	529,100		
	76		475,800	529,800		
	77		476,200	530,600		
	78		476,800	531,500		
	79		477,400	532,400		
	80		477,900	533,300		
	81		478,500	534,100		
	82		479,000	535,000		
	83		479,500	535,900		
	84		480,000	536,800		
	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
定年前再任用短時間勤務職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

【別記4】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100	437,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800	439,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400	442,300
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100	444,900
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500	447,300
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200	449,800
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800	452,300
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500	454,800
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600	457,200
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900	459,600
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100	462,200
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	

48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			

	106			331,400					
	107			331,800					
	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
定年前再任用 短時間勤務職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500

【別記5】

現行

全部改正のため省略

改正案

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600

46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			

102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		
153	305,700	337,600		
154	305,900			
155	306,100			
156	306,400			
157	306,700			

	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
定年前再任用短時間勤務職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(施行日における最高の号給を超える職員の号給の切替え)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日における号給が改正後の一宮市職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2の給料表におけるその職務の級の最高の号給(以下この項において「最高号給」という。)を超える職員の施行日における号給は、当該職員が施行日に昇格(一宮市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する昇格をいう。)し、又は降格(一宮市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和62年一宮市規則第7号)第2条第3号に規定する降格をいう。)する場合を除き、最高号給とする。
(号給の切替えに伴う経過措置)
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定により給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。
(委任)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第22号

一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例の制定について

一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市営地下駐車場基金を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、本案を提出する。

一宮市営地下駐車場基金の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 一宮市営地下駐車場(一宮駅東地下駐車場及び一宮市銀座通公共駐車場をいう。)の整備及びその適切な維持管理に要する費用に充てるため、一宮市営地下駐車場基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一宮市公共駐車場事業特別会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

コンビニ端末を利用した自動交付サービスに係る納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料を新設し、当該手数料を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、減額する特例措置を講じ、及び条文の整備を行い、建築基準法(昭和25年法律第201号)並びに都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令/国土交通省令第1号)の一部改正に伴い都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料等の区分の変更等並びに条文の整備を行い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)の一部改正に伴い同法の規定に基づくマンション管理計画の認定申請手数料及び認定更新申請手数料を新設するため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定に基づく納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料 1年度1税目につき300円</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(11) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき450円(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機を使用して自動で交付するサービス(以下この項において「自動交付サービス」という。))による場合にあつては、350円)</p> <p>(12)～(43) 略</p> <p>(44) 略</p>	<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10の規定に基づく納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料 1年度1税目につき300円(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機を使用して自動で交付するサービス(以下この項において「自動交付サービス」という。))による場合にあつては、200円)</p> <p>(3)～(10) 略</p> <p>(11) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき450円(自動交付サービス</p> <hr/> <hr/> <p>による場合にあつては、350円)</p> <p>(12)～(43) 略</p> <p>(44) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の特例認定申請手数料 1件につき27,000円</p> <p>(44)の2 略</p> <p>(45) 建築基準法第53条第4項及び第5項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の特</p>

(45) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件につき 33,000円

(46) 略

(47) 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの
許可申請手数料 1件につき160,000円

(48)・(49) 略

(50)～(57)の2 略

(58) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一団地内に建築される 1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあつては1件につき78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては1件につき78,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(59) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計された建築物の特例認定申請手数料 建築物(既存建築物を除く)の数が1である場合にあつては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

例許可に係る許可申請手数料 1件につき160,000円

(45)の2 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件につき 160,000円

(46) 略

(46)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請手数料 1件につき160,000円

(47) 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 1件につき160,000円

(48)・(49) 略

(49)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 1件につき160,000円

(50)～(57)の2 略

(58) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく一団地内において建築等をする1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあつては1件につき78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては1件につき78,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(59) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計された建築物の特例認定申請手数料 建築物(建築等をするものをいう。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあつては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(59)の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一団地内に建築される

1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(59)の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物(既存建築物を除く)。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料

建築物(一敷地内認定建築物を除く

)。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60)の2 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物及び 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する

(59)の2 建築基準法第86条第3項の規定に基づく一団地内において建築等をする

1又は2以上の建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物の数が1又は2である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に2を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(59)の3 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提として総合的見地から設計した建築物の特例及び敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する特例許可申請手数料 建築物(建築等をするものをいう)。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は、一敷地内認定建築物について増築等をする場合の認定申請手数料

建築物(一敷地内認定建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物について増築等をするものをいう)。以下この号

において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき78,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60)の2 建築基準法第86条の2第2項又は第3項の規定に基づく一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物

特例許可申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物及び一敷地内許可建築物を除く)

。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60)の2～(72)の3 略

(72)の4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記1 参照】

(72)の5 低炭素化促進法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料」という。)1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記2 参照】

(72)の6 略

(72)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号から第72号の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」と

若しくは一敷地内許可建築物の増築等をする場合の特例許可申請手数料 建築物(一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等をするものをいう。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては1件につき238,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては1件につき238,000円に、28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額を加算した額

(60)の2～(72)の3 略

(72)の4 略

【別記1 参照】

(72)の5 略

【別記2 参照】

(72)の6 略

(72)の7 建築物省エネ法

第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」と

いう。) 1の建築物につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記3 参照】

(72)の8 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」という。) 1の建築物につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記4 参照】

(72)の9 建築物省エネ法第41条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料」という。) 1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記5 参照】

(72)の10 略

いう。) 1の建築物につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額

【別記3 参照】

(72)の8 略

【別記4 参照】

(72)の9 略

【別記5 参照】

(72)の10 略

(72)の11 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。次号において「マンション管理法」という。)第5条の3第1項の規定による認定の申請(市長が指定する方法で確認を受けたものを除く。)に係るマンション管理計画認定申請手数料 長期修繕計画の数が1である場合にあつては1件につき42,100円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては1件につき42,100円に、22,500円に1を超える長期修繕計画の数を乗じて得た額を加算した額

(72)の12 マンション管理法第5条の6第2項において準用するマンション管理法第5条の3第1項の規定による認定の更新の申請(市長が指定する方法で確認を受けたものを除く。)に係るマンション管理計画認定更新申請手数料 長期修繕計画の数が1である場合にあつては1件

<p>(73)～(77) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 略</p>	<p><u>につき42,100円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては1件につき42,100円に、22,500円に1を超える長期修繕計画の数を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p>(73)～(77) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 略</p> <p><u>(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における自動交付サービスによる納税、所得その他課税内容等に関する証明手数料の額の特例)</u></p> <p>6 <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第3条第1項第2号の規定の適用については、同号中「200円」とあるのは「100円」とする。</u></p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分		手数料の額
低炭素化	略	
促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの
		5,200円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの
		10,300円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの
		17,500円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの
		29,100円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの
		48,800円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの
		87,300円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの
		138,100円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの
		174,400円
		1棟の総戸数が301以上のもの
		186,100円
又は当該基準に適合することを証する書類として愛知	略	

<p>県知事が定めるものが添付されている場合 (以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)</p>		
<p>その他の場合</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>37,100円</p>
	<p>共同住宅等</p>	<p>1棟の戸数が1のもの 37,100円</p>
		<p>1棟の総戸数が2以上5以下のもの 74,900円</p>
		<p>1棟の総戸数が6以上10以下のもの 105,400円</p>
		<p>1棟の総戸数が11以上25以下のもの 148,300円</p>
		<p>1棟の総戸数が26以上50以下のもの 213,000円</p>
		<p>1棟の総戸数が51以上100以下のもの 305,200円</p>
		<p>1棟の総戸数が101以上200以下のもの 413,500円</p>
		<p>1棟の総戸数が201以上300以下のもの 542,100円</p>
		<p>1棟の総戸数が301以上のもの 636,500円</p>
	<p>その他の建築物</p>	<p>建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。次号及び第72号の7から第72号の10までにおいて「建築物省エネ法基準省令」という。)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの</p>

	略
備考	<p>1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合_____には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1) <u>住宅の用途に供する共用の部分</u> (以下この表並びに次号、第72号の7、第72号の8及び第72号の9の表において「共用部分」という。)がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～キ 略</p> <p>(2) <u>住戸及び共用部分以外の部分</u>(以下この表及び次号の表において「非住宅部分」という。)がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合_____には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正案

		区分	手数料の額
低炭素化	略		
促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類と	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物(建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律(平成27年法律第53号。(72)の7から(72)の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第1条第1項に規定する非住宅部分(以下この号、次号及び第72号の7から第72号の9までにおいて「非住宅部分」とい	申請に係る戸数が1のもの 5,200円
		申請に係る戸数が2以上5以下のもの	10,300円
		申請に係る戸数が6以上10以下のもの	17,500円
		申請に係る戸数が11以上25以下のもの	29,100円
		申請に係る戸数が26以上50以下のもの	48,800円
		申請に係る戸数が51以上100以下のもの	87,300円
		申請に係る戸数が101以上200以下のもの	138,100円
		申請に係る戸数が201以上300以下のもの	174,400円

して愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	う。)及び同項に規定する住宅部分(以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において「住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下この号、次号、第72号の7及び第72号の8において同じ。)の住宅部分に係るもの	申請に係る戸数が301以上のもの	186,100 円
	複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300 円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900 円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100 円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300 円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100 円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400 円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	218,000 円
		略	
	その他の場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この号、次号及び第72号の7から第72号の10までにおいて「建築物省エネ法基準省令」という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの
その他のもの			37,100 円
共同住宅等	建築物全全住戸が1棟の戸数が1のもの	19,100 円	

体又は複	建築物省	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	35,900円
合建築物	エネ法基	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	51,900円
の住宅部	準省令第		
分に係る	10条第2	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	74,600円
もの	号イ(2)の		
	及びロ	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	112,600円
	(2)に定		
	める基準	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	170,300円
	に係るもの		
	のである	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	242,600円
	もの		
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	313,400円
		1棟の総戸数が301以上のもの	356,500円
	その他の	1棟の戸数が1のもの	37,100円
	もの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	74,900円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	105,400円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	148,300円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305,200円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	542,100円
		1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円
複合建築	非住宅部	非住宅部分の床面積の合計が300	95,000円
物の非住	分の全部	平方メートル以内のもの	
宅部分に	が建築物	非住宅部分の床面積の合計が300	121,000円
係るもの	省エネ法	平方メートルを超え1,000平方メ	
	基準省令	ートル以内のもの	
	第10条第	非住宅部分の床面積の合計が1,0	159,300円
	1号イ(2)	00平方メートルを超え2,000平方	
	及びロ	メートル以内のもの	
	(2)に定	非住宅部分の床面積の合計が2,0	257,900円
	める基準	00平方メートルを超え5,000平方	

		に係るもの	メートル以内のもの		
		のであるもの	非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円	
		その他のもの	非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円	
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	474,800円	
			非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	248,400円	
		その他の建築物	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円	
			非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円	
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円	
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	706,300円	
			非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円	
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円	
			建築物全体が建築物省エネ法基準省令		
	第1				

	0条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの 略
備考	
<p>1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1) 建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分(以下この表並びに次号及び第72号の7から第72号の9まで _____ において「共用部分」という。)がある場合(申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～キ 略</p> <p>(2) 非住宅部分 _____がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	

【別記2】

現行

区分		手数料の額	
適合性確認機関が認めた場合等	共同住宅等 住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1戸のもの	3,200円
		申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,200円
		申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,500円
		申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,500円
		申請に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,300円
		略	
		略	
		略	

		申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,400円
		申請に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,900円
		申請に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,700円
		申請に係る戸数が301戸以上のもの	111,700円
	建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1戸のもの	3,200円
		1棟の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,200円
		1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,500円
		1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,500円
		1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,300円
		1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,400円
		1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,900円
		1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,700円
		1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,700円
	略		
その他の場合	一戸建ての住宅		19,200円
	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1戸のもの
			19,200円
			申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの
			38,500円
			申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの
			54,500円
			申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの
			77,100円
			申請に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの
			111,400円
			申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの
			161,300円

		申請に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの	220,600円
		申請に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの	288,500円
		申請に係る戸数が301戸以上のもの	336,900円
	建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1戸のもの	19,200円
		1棟の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,500円
		1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	54,500円
		1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	77,100円
		1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,400円
		1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	161,300円
		1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	220,600円
		1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	288,500円
		1棟の総戸数が301戸以上のもの	336,900円
	略		

備考

1 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸 _____ に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合 _____

_____ には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)・(2) 略

2 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸 _____ に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合 _____

_____ には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)～(3) 略

改正案

区分	手数料の額
適合性確認機略	

関が認めた場合等	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	3,200 円	
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	6,200 円	
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	10,500 円	
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	17,500 円	
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	29,300 円	
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	52,400 円	
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	82,900 円	
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	104,700 円	
			申請に係る戸数が301以上のもの	111,700 円	
			建築物全体、1棟の戸数が1のもの	3,200 円	
			建築物全体及び住戸又は複合建築物の住	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	6,200 円
			宅部分に係るもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,500 円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	17,500 円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	29,300 円		
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	52,400 円		
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	82,900 円		
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	104,700 円		
		1棟の総戸数が301以上のもの	111,700 円		
		複合建築物の非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,200 円		
		非住宅部分の床面積の合計	10,700 円		

		計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの		
		非住宅部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メート ル以内のもの	17,500 円	
		非住宅部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メート ル以内のもの	52,400 円	
		非住宅部分の床面積の合 計が5,000平方メートル を超え10,000平方メート ル以内のもの	82,900 円	
		非住宅部分の床面積の合 計が10,000平方メートル を超え25,000平方メート ル以内のもの	104,700 円	
		非住宅部分の床面積の合 計が25,000平方メートル を超えるもの	130,800 円	
	略			
その他の場合	一戸建 ての住 宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に係るものであるも の	10,100 円	
		その他のもの	19,200 円	
	共同住 宅等	住戸のみに係るも の	申請に係る戸数が1のも の	19,200 円
			申請に係る戸数が2以上5 以下のもの	38,500 円
			申請に係る戸数が6以上1 0以下のもの	54,500 円
			申請に係る戸数が11以上 25以下のもの	77,100 円
			申請に係る戸数が26以上 50以下のもの	111,400 円
			申請に係る戸数が51以上 100以下のもの	161,300 円

		申請に係る戸数が101以上200以下のもの	220,600円
		申請に係る戸数が201以上300以下のもの	288,500円
		申請に係る戸数が301以上のもの	336,900円
建築物全	全住戸が	1棟の戸数が1のもの	10,100円
体、建築	建築物省	1棟の総戸数が2以上5以	19,000円
物全体及	エネ法基	下のもの	
び住戸又	準省令第	1棟の総戸数が6以上10以	27,700円
は複合建	10条第2	下のもの	
築物の住	号イ(2)	1棟の総戸数が11以上25	40,200円
宅部分に	及びロ	以下のもの	
係るもの	(2)に定	1棟の総戸数が26以上50	61,300円
	める基準	以下のもの	
	に係るも	1棟の総戸数が51以上100	93,900円
	のである	以下のもの	
	もの	1棟の総戸数が101以上20	135,200円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が201以上30	174,200円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が301以上の	197,000円
		もの	
	その他の	1棟の戸数が1のもの	19,200円
	もの	1棟の総戸数が2以上5以	38,500円
		下のもの	
		1棟の総戸数が6以上10以	54,500円
		下のもの	
		1棟の総戸数が11以上25	77,100円
		以下のもの	
		1棟の総戸数が26以上50	111,400円
		以下のもの	
		1棟の総戸数が51以上100	161,300円
		以下のもの	
		1棟の総戸数が101以上20	220,600円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が201以上30	288,500円
		0以下のもの	
		1棟の総戸数が301以上の	336,900円

		もの	
複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の全部が建築物	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	48,600 円
	省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	62,300 円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600 円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	137,700 円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300 円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900 円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	259,300 円
その他のもの		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	125,200 円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	157,400 円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2000平方メートル以内のもの	203,800 円
		非住宅部分の床面積の合	295,500 円

			計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100 円
			非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000 円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	498,200 円
	略			

備考	
1	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)・(2) 略
2	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)～(3) 略

【別記3】

現行

		区分	手数料の額
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準と愛知県知事が定める機関が認めた場合又は	略		
	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの	5,200円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの	10,300円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,500円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	29,100円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,800円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	87,300円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	138,100円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,400円

当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)	1棟の総戸数が301以上のもの		186,100円	
	略			
その他の場合	一戸建ての住宅		37,100円	
	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの		37,100円
		1棟の総戸数が2以上5以下のもの		74,900円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの		105,400円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの		148,300円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの		213,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの		305,200円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの		413,500円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの		542,100円
		1棟の総戸数が301以上のもの		636,500円
略				
備考				
<p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合_____には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合_____には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>				

改正案

		区分	手数料の額		
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係るもの	1棟の戸数が1のもの	5,200円	
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	10,300円	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,500円	
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	29,100円	
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,800円	
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	87,300円	
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	138,100円	
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,400円	
			1棟の総戸数が301以上のもの	186,100円	
			複合建築物の非住宅部分に係るもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円
				非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	17,900円
				非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,100円
				非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	87,300円
				非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	138,100円
				非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	174,400円

			の		
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	218,000 円	
	略				
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの		19,100 円	
		その他のもの		37,100 円	
共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住戸部分に係るもの	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の戸数が1のもの	19,100 円	
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	35,900 円	
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	51,900 円	
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	74,600 円	
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	112,600 円	
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	170,300 円	
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	242,600 円	
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの	313,400 円	
			1棟の総戸数が301以上のもの	356,500 円	
			その他の1棟の戸数が1のもの	37,100 円	
			もの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	74,900 円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	105,400 円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	148,300 円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213,000 円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305,200 円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500 円
				1棟の総戸数が201以上300以	542,100 円

		下のもの	
		1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円
複合建築物	非住宅部分の全部	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	95,000円
	省エネ法	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	121,000円
	基準省令	非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	159,300円
	第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	257,900円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	336,800円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	404,700円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	474,800円
その他のもの		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	248,400円
		非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	311,200円
		非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	401,800円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	573,400円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,	706,300円

			000平方メートル以内のもの	
			非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	834,900円
			非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	952,400円
	略			

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)・(2) 略

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)～(3) 略

【別記4】

現行

		区分	手数料の額	
計画適合性 確認機関が 認めた場合 等	共同住宅等	略		
		建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	3,200円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	6,200円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,500円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	17,500円
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの	29,300円
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの	52,400円
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの	82,900円

		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	104,700円	
		1棟の総戸数が301以上のもの	111,700円	
	略			
その他の場合	一戸建ての住宅		19,200円	
	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	19,200円
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	38,500円
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	54,500円
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	77,100円
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	111,400円
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	161,300円
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	220,600円
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	288,500円
			申請に係る戸数が301以上のもの	336,900円
			建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	38,500円		
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	54,500円		
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	77,100円		
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	111,400円		
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	161,300円		
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	220,600円		
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	288,500円		
	1棟の総戸数が301以上のもの	336,900円		
	略			

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸 _____ に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合 _____ には、それぞれ次に定める額を加算する。
- (1)・(2) 略
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸 _____ に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合 _____ には、それぞれ次に定める額を加算する。
- (1)～(3) 略

改正案

区分		手数料の額	
計画適合性 確認機関が 認めた場合 等	略		
	共同住宅等	略	
	建築物全 体、建築物 全体及び 住戸又は 複合建築 物の住宅 部分に係 るもの	1棟の戸数が1のもの	3,200 円
		1棟の総戸数が2以上5以下の もの	6,200 円
		1棟の総戸数が6以上10以下の もの	10,500 円
		1棟の総戸数が11以上25以下 のもの	17,500 円
		1棟の総戸数が26以上50以下 のもの	29,300 円
		1棟の総戸数が51以上100以下 のもの	52,400 円
		1棟の総戸数が101以上200以 下のもの	82,900 円
		1棟の総戸数が201以上300以 下のもの	104,700 円
		1棟の総戸数が301以上のもの	111,700 円
	複合建築 物の非住 宅部分に 係るもの	非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	6,200 円
		非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートルを超え1,000 平方メートル以内のもの	10,700 円
		非住宅部分の床面積の合計が	17,500 円

		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,400 円		
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900 円		
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,700 円		
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,800 円		
略					
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	10,100 円		
		その他のもの	19,200 円		
	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	19,200 円	
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	38,500 円	
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	54,500 円	
			申請に係る総戸数が11以上25以下のもの	77,100 円	
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	111,400 円	
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	161,300 円	
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	220,600 円	
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	288,500 円	
			申請に係る戸数が301以上のもの	336,900 円	
			建築物全体、建築物全体及	全住戸が1棟の戸数が1のもの	10,100 円
			建築物省エネ法基	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	19,000 円

び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るもの	準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	27,700円	
	に係るものであるもの	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	40,200円	
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	61,300円	
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	93,900円	
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	135,200円	
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,200円	
		1棟の総戸数が301以上のもの	197,000円	
		その他の1棟の戸数が1のもの	19,200円	
		に係るものであるもの	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	38,500円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	54,500円
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの	77,100円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの		111,400円	
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの		161,300円	
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの		220,600円	
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの		288,500円	
	1棟の総戸数が301以上のもの		336,900円	
	複合建築物の住宅部分に係るもの		非住宅部分の全部が建築物	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの
		省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	62,300円
			非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	82,600円
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			137,700円	
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの				

			に係るもの	00平方メートル以内のもの	
			のである	非住宅部分の床面積の合計が	182,300 円
			もの	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	219,900 円
				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	259,300 円
				25,000平方メートルを超えるもの	
			その他の	非住宅部分の床面積の合計が	125,200 円
			もの	300平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	157,400 円
				300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	203,800 円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	
				非住宅部分の床面積の合計が	295,500 円
				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	
	非住宅部分の床面積の合計が	367,100 円			
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの				
	非住宅部分の床面積の合計が	435,000 円			
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの				
	非住宅部分の床面積の合計が	498,200 円			
	25,000平方メートルを超えるもの				
略					

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)・(2) 略

2 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、(1)に掲げる場合に限る。)には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)～(3) 略

【別記5】

現行

区分			手数料の額
略			
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に係るもの	略
		略	
	共同住宅等	全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に係るものであるもの	略
		略	
備考 略			

改正案

区分			手数料の額
略			
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に定める基準に係るもの	略
		略	
	共同住宅等	全住戸が建	略

	建築物省エネ 法基準省令 第1条第1項 第2号イ(2) 及びロ (2)又はイ (3)及びロ (3)に定める 基準に係る ものである もの 略
	略
備考	略

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市保育所条例の一部改正について

一宮市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

入所児童数及び入所希望児童数の地域的な変動に合わせ、2保育所の定員を増員し、10保育所の定員を減員するため、本案を提出する。

一宮市保育所条例の一部を改正する条例

一宮市保育所条例(昭和39年一宮市条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】	別表(第2条、第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置	定員
一宮市立野口保育園	略	<u>230名</u>
略		
一宮市立浅野保育園	略	<u>210名</u>
略		
一宮市立丹陽西保育園	略	<u>270名</u>
一宮市立丹陽南保育園	略	<u>210名</u>
略		
一宮市立大和東保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立今伊勢中保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立中島保育園	略	<u>90名</u>
略		
一宮市立千秋保育園	略	<u>190名</u>
略		
一宮市立小信保育園	略	<u>230名</u>
一宮市立開明保育園	略	<u>160名</u>
略		
一宮市立富田保育園	略	<u>80名</u>
略		
一宮市立外割田保育園	略	<u>190名</u>
略		

改正案

名称	位置	定員
一宮市立野口保育園	略	<u>220名</u>
略		
一宮市立浅野保育園	略	<u>200名</u>

略		
一宮市立丹陽西保育園	略	250名
一宮市立丹陽南保育園	略	200名
略		
一宮市立大和東保育園	略	150名
略		
一宮市立今伊勢中保育園	略	150名
略		
一宮市立中島保育園	略	100名
略		
一宮市立千秋保育園	略	180名
略		
一宮市立小信保育園	略	220名
一宮市立開明保育園	略	150名
略		
一宮市立冨田保育園	略	100名
略		
一宮市立外割田保育園	略	170名
略		

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)等の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が送迎用バス等を運行する場合において、児童の所在を確認することを義務とする等の措置を講ずるため、本案を提出する。

一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略 (安全計画の策定等)</p> <p><u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p><u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の</u></p>

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは_____

_____、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業

乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。 _____

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業

<p>所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>_____よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年一宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)</u>の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項_____を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項</p>	<p><u>第26条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">(特別利用保育の基準)</p> <p>第35条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、<u>第7条第2項及び第26条</u>を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項</p>

において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項_____を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」

において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項、第7条第2項及び第26条を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」

と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで

_____の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。(特別利用地域型保育の基準)

第51条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型

と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。(特別利用地域型保育の基準)

_____の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。(特別利用地域型保育の基準)

第51条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型

保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで

を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用

保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)

の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用

<p>の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第59号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(最低基準の向上等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第13条 <u>児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。) _____ において、心理学を専修する学科 _____ 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4~6 略</p>	<p>(最低基準の向上等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(最低基準と児童福祉施設)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>第13条 削除</p> <p>(職員)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4~6 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略 <u>(安全計画の策定等)</u> 第7条の2 <u>児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条、次条及び第15条第1項において同じ。)</u>は、<u>児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)</u>を策定し、<u>当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> 4 <u>児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第7条の3 <u>児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u> 2 <u>保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向</u></p>

(他の社会福祉施設を併設するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併設する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第13条 削除

きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併設するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併設する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りではない。(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続

<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>よう努めなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(食事)</p> <p>第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 略</p>	<p><u>計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(食事)</p> <p>第15条 児童福祉施設_____において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、<u>当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。</u>)により行わなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例例の一部改正)

第5条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する

条例(令和2年一宮市条例第60号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(市条例の準用)</p> <p>第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、<u>第11条から第13条まで</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、<u>幼保連携型認定こども園</u>について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>(市条例の準用)</p> <p>第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、<u>第11条、第12条</u>、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、<u>幼保連携型認定こども園</u>について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <p>【別記 参照】</p> <p>2 略</p> <p>(<u>非常災害対策</u>)</p> <p>第15条 <u>幼保連携型認定こども園は、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に園児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備すること。</u></p> <p>(2) <u>非常災害に備えるため、前号の計画及び体制の内容を職員に周知させるとともに、定期的に避難訓練、消火訓練その他の必要な訓練を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>前号の避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行うこと。</u></p> <p>2 <u>幼保連携型認定こども園は、非常災害時の園児の安全及び園児に対する適切な処遇の確保を図るため、市、他の学校、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。</u></p> <p>第16条 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第12条	略	
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき、又は同条第3項	法第47条第3項
	その児童等	園児
略		
第39条	保育所の長	園長
	略	

改正案

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第12条	略	
略		
第39条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	略	

第6条 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(市条例の準用) 第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、 <u>第11条、第12条</u> 、	(市条例の準用) 第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、 <u>第11条から第13条まで</u> 、

第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【別記 参照】

- 2 市条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併設する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併設する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、 「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と

 読み替えるものとする。

第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

【別記 参照】

- 2 市条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併設する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併設する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

<p>付 則 1～8 略</p> <p>9 前2項の規定により第5条第4項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者_____をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者_____の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>付 則 1～8 略</p> <p>9 第5条第4項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第4項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>10 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>11 前4項の規定により第5条第4項に定める者を小学校教諭等免許状所持者、____市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、____市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第12条	略	
略		
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
	略	

略

改正案

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第12条	略	
第13条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
略		
第20条第1項	援助	教育及び保育_____
		_____並びに子育ての支援
略		

(一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第7条 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(令和2年一宮市条例第61号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(管理運営等) 第10条 略 2～7 略	(管理運営等) 第10条 略 2～7 略 8 <u>認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u> 9 <u>認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の</u>

8・9 略
付 則
1～5 略

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

【別記 参照】

7・8 略

子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。

10・11 略
付 則
1～5 略

6 第5条第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

【別記 参照】

8・9 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

略	
前項	略

改正案

略	
付則第5項	略
前項	第5条第1項に定める者 <u>看護師等</u>

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定並びに第2条、第3条及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条の2(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
- 5 認定こども園において、第7条の規定による改正後の一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第10条第9項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第8項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

一宮市国民健康保険条例の一部改正について

一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険条例(昭和35年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産をしたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに12,000円を加算した額を支給する。	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産をしたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000円</u> を支給する。ただし、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに12,000円を加算した額を支給する。
2 略	2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

一宮市国民健康保険税条例の一部改正について

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

国民健康保険税に係る所得割額を引き上げ、並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

一宮市国民健康保険税条例(昭和60年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>28,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.55</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について<u>22,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の</p>

世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 24,000円

(2) 特定世帯 12,000円

(3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

(2) 特定世帯 3,000円

(3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.9を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。)以外の世帯 16,800円

(2) 特定世帯 8,400円

(3) 特定継続世帯 12,600円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.95を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について8,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 略

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,600円

(2) 特定世帯 1,800円

(3) 特定継続世帯 2,700円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について3,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

(1) 略

限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について6,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,960円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,760円

(イ) 特定世帯 5,880円

(ウ) 特定継続世帯 8,820円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について5,880円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,520円

(イ) 特定世帯 1,260円

(ウ) 特定継続世帯 1,890円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,720円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,520円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,000円

(イ) 特定世帯 6,000円

(ウ) 特定継続世帯 9,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円

(イ) 特定世帯 1,500円

(ウ) 特定継続世帯 2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,400円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,400円

(イ) 特定世帯 4,200円

(ウ) 特定継続世帯 6,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,200円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1,350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被

保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,000円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,920円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以

保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,800円

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,560円

イ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,360円

(イ) 特定世帯 1,680円

(ウ) 特定継続世帯 2,520円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 国民健康保険の被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について1,680円

エ 略

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以

<p>外の世帯 <u>1,200円</u> (イ) 特定世帯 <u>600円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>900円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,160円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,200円</u></p>	<p>外の世帯 <u>720円</u> (イ) 特定世帯 <u>360円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>540円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,920円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>720円</u></p>
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,320円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,200円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,520円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,400円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,420円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,700円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,120円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,400円</u></p> <p>(2) 略</p>

<p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,440円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,400円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,840円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,800円</u></p>	<p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,260円</u></p> <p>イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,100円</u></p> <p>ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,360円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,200円</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

一宮市営住宅条例の一部改正について

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

市営住宅への入居の際に求めている連帯保証人について、不要とするため、本案を提出する。

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(市営住宅への入居の手続)</p> <p>第13条 市営住宅への入居の決定を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 市営住宅賃貸借契約書_____を提出すること。</p> <p>(2) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の署名した保証書を提出すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる書類に署名した者に係る印鑑登録証明書を提出すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第2号の規定による保証書の提出を要しないものとする</u>ことができる。</p> <p>4・5 略</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第19条 市長は、入居者から、<u>第13条第5項</u>の入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第31条第1項若しくは第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2~4 略</p> <p>(<u>連帯保証人の異動等</u>に伴う届出)</p> <p>第27条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。</p>	<p>(市営住宅への入居の手続)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 市営住宅賃貸借契約書及び入居決定者に係る<u>印鑑登録証明書</u>を提出すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第19条 市長は、入居者から、<u>第13条第4項</u>の入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第31条第1項若しくは第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第41条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2~4 略</p> <p>(<u>同居者</u>の異動等に伴う届出)</p> <p>第27条 略</p>

(1) <u>連帯保証人又は同居者に異動があ</u> ったとき。	(1) _____同居者に異動があ ったとき。
(2) 略	(2) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後になされる市営住宅への入居に係る申込みについて適用し、同日前になされた市営住宅への入居に係る申込みについては、なお従前の例による。

一宮市自転車駐車場条例の一部改正について

一宮市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市玉野駅駐輪場を追加するため、本案を提出する。

一宮市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

一宮市自転車駐車場条例(昭和50年一宮市条例第4号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条関係) 【別記 参照】	別表(第2条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

名称	位置
略	
一宮市開明駐輪場	略
略	

改正案

名称	位置
略	
一宮市開明駐輪場	略
一宮市玉野駅駐輪場	一宮市玉野字河端21番10
略	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市都市公園条例の一部改正について

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市尾西プールを廃止するため、本案を提出する。

一宮市都市公園条例の一部を改正する条例

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第17(第13条の2関係) 富田山公園(一宮市尾西プール) 【別記2 参照】 備考 利用料金の上限額には、消費税等の額が含まれるものとする。	別表第2(第5条の2、第5条の5関係) 【別記1 参照】 別表第17 削除

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

施設名	使用することができる期間及び時間
富田山公園 (一宮市尾西プール)	7月1日から8月31日までの午前9時から午後4時30分までとする。
光明寺公園(球技場)	略
略	

改正案

施設名	使用することができる期間及び時間
光明寺公園(球技場)	略
略	

【別記2】

現行

区分	単位	利用料金の上限額	
専用使用	50mプール	午前9時から正午まで	8,400円
		午後0時30分から午後4時30分まで	13,650円
	25mプール	午前9時から正午まで	5,780円
		午後0時30分から午後4時30分まで	8,400円
個人遊泳使用	1人1回につき	大人	320円
		小人(中学生以下)	110円

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

一宮市文化広場条例の一部改正について

一宮市文化広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮地域文化広場におけるプラネタリウム(一般投映)の観覧に係る利用料金の上限額を引き上げ、並びに新たにプラネタリウム館における専用利用及び一宮地域文化広場における営利又は営業を目的とした利用を行うことができるようにするため、本案を提出する。

一宮市文化広場条例の一部を改正する条例

一宮市文化広場条例(昭和55年一宮市条例第31号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(使用制限)</p> <p>第8条の2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。<u>ただし、第2号の規定は、尾西文化広場内ふれあい会館における行為については適用しない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>営利目的又は特定の営利事業を援助する行為</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為</u></p> <p>2 略</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第7条関係)</p> <p>1 有隣会館の利用に係る利用料金表略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>プラネタリウム(一般投映)の観覧に係る利用料金</u></p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>年齢</u></p> <hr/> <p>満1歳未満の者に係る利用料金は、無料と</p>	<p>(使用制限)</p> <p>第8条の2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為</p> <p>2 略</p> <p>別表第2(第5条関係)</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表第3(第7条関係)</p> <p>1 略</p> <p>表略</p> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>営利又は営業を目的として利用する場合において、物品の販売を伴わないときは利用料金の額の100パーセントに相当する額を、物品の販売を伴うときは利用料金の額の200パーセントに相当する額を加算して徴収する。</u></p> <p>3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>プラネタリウム館</u> の利用に係る利用料金</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>プラネタリウム(一般投映)の観覧に係る利用料金については、年齢満1歳未満の者に係る利用料金は、無料</u></p>

<p>する。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>4 略</p>	<p>とする。</p> <p><u>4</u> 営利又は営業を目的として専用利用する場合において、物品の販売を伴わないときは利用料金の額の100パーセントに相当する額を、物品の販売を伴うときは利用料金の額の200パーセントに相当する額を加算して徴収する。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p>4 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	施設の区分	利用時間
一宮略		
地域文化広場	プラネタリウム館	<u>投映時間は、午前10時から午後5時までとする。</u>
略		

改正案

名称	施設の区分	利用時間
一宮略		
地域文化広場	プラネタリウム館	<u>(プラネタリウム(一般投映)の観覧)</u> <u>午前10時から午後5時まで</u> <u>(専用利用)</u> <u>午前 午前9時から午後0時30分まで</u> <u>午後 午後1時から午後4時30分まで</u>
略		

【別記2】

現行

観覧区分	利用料金の上限額	
	個人	団体
大人	<u>60円</u>	<u>40円</u>
小人	<u>30円</u>	<u>20円</u>

改正案

利用区分		利用料金の上限額
プラネタリウム(一般投映)の観覧	大人	個人 300円
		団体 200円
	小人	個人 100円
		団体 70円
専用利用	午前9時から午後0時30分まで	8,000円
	午後1時から午後4時30分まで	8,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の一宮市文化広場条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一宮地域文化広場の利用について適用し、同日前の一宮地域文化広場の利用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第6条第1項の規定による申請は、施行日前においても行うことができる。

議案第32号

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市公共下水道事業計画の変更に伴い、下水道事業に係る排水人口の数値及び1日最大汚水処理量の数値を引き下げるため、本案を提出する。

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条関係) 1 略 2 下水道事業 (1) 略 (2) 排水人口 <u>276,300人</u> (3) 1日最大汚水処理量 <u>203,800立</u> <u>方メートル</u>	別表(第2条関係) 1 略 2 下水道事業 (1) 略 (2) 排水人口 <u>262,100人</u> (3) 1日最大汚水処理量 <u>169,600立</u> <u>方メートル</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市立木曾川市民病院に係る一般病床の数を増やし、及び療養病床の数を減らすため、本案を提出する。

一宮市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表(第2条の2関係) 【別記 参照】	別表(第2条の2関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

病院の名称	診療科目	病床数			
		一般	療養	結核	感染症
略					
一宮市立木曾川市民病院	内科、循環器内科、外科、整形外科、 眼科、リハビリテーション科	82	48	—	—

改正案

病院の名称	診療科目	病床数			
		一般	療養	結核	感染症
略					
一宮市立木曾川市民病院	内科、循環器内科、外科、整形外科、 眼科、リハビリテーション科	84	46	—	—

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第34号

一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定に係る議決内容の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、既に令和2年12月21日に議決を得た一宮市テニス場等の管理に係る指定管理者の指定について、一宮市尾西プール(富田山公園)に係る指定の期間に関し、議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

1 変更すべき部分が生じた公の施設

一宮市都市公園条例(昭和33年一宮市条例第2号)第5条の2に規定する次の施設

名 称	位 置
一宮市尾西プール(富田山公園)	一宮市富田字砂原2119番地

2 変更前の指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(5年間)

3 変更後の指定の期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで(2年間)

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約の締結をしたいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 契約金額 11,880,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 名古屋市千種区徳川山町2丁目2番15号
氏名 大島 嘉秋
資格 公認会計士

市道路線の廃止及び認定について

市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

路線認定

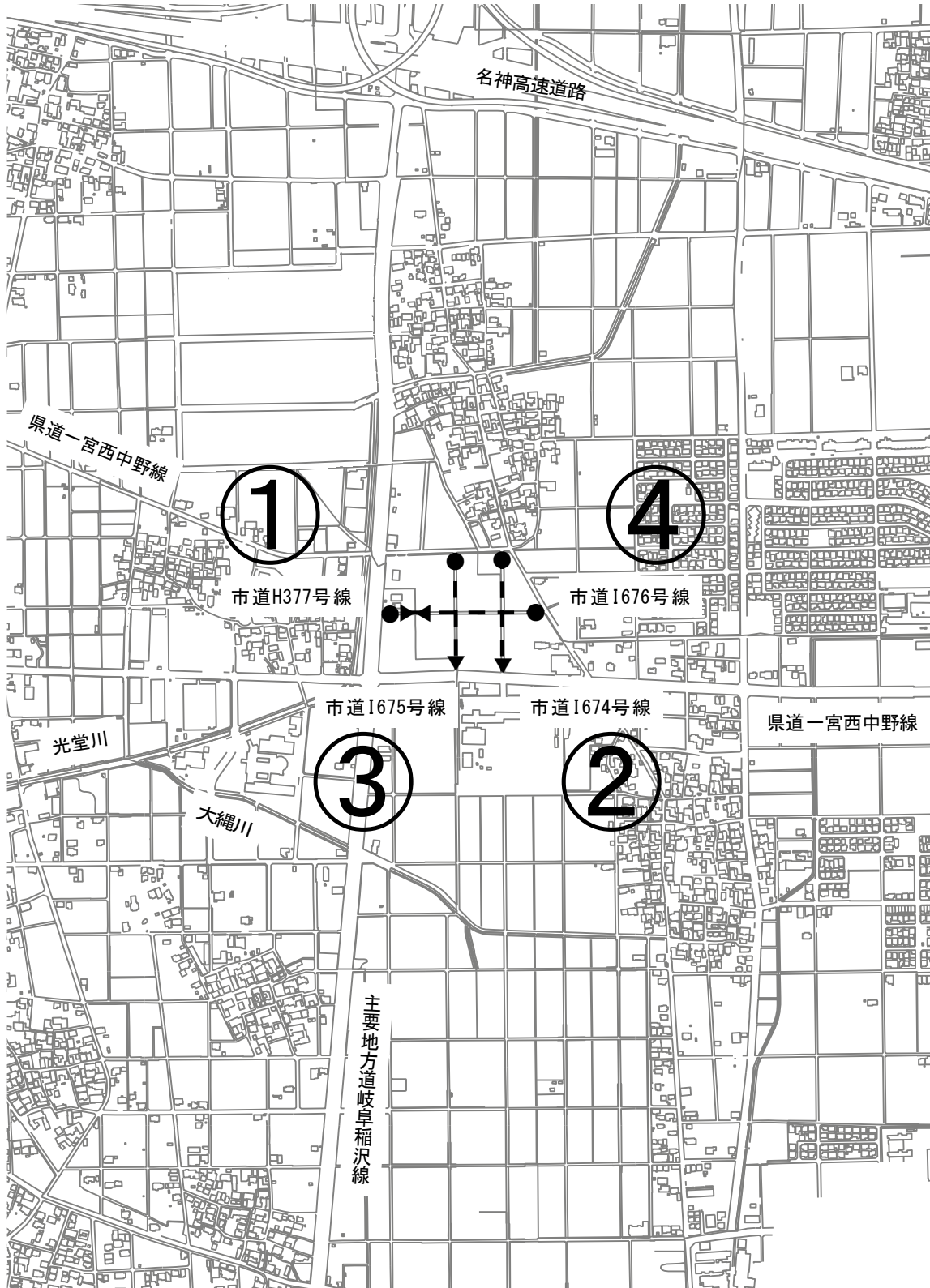
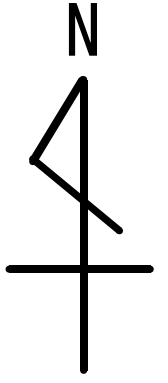
整理 番号	路線名	起	点	主要な 経過地
		終	点	
1	市道 I 004号線	大和町南高井字江南	大和町南高井字江南	
2	市道0180号線	三条字賀	三条字北平	
3	市道M2207号線	三条字郷内西	三条字古川	
4	市道E004号線	今伊勢町本神戸字牛洗	今伊勢町本神戸字牛洗	
5	市道M2132号線	起字西生出	起字西生出	
6	市道P3058号線	木曾川町玉ノ井字稻荷浦	木曾川町玉ノ井字稻荷浦	
	以下余白			

凡	例
①	路線廃止整理番号
[---]	路線廃止部分
●	路線廃止起点
▲	路線廃止終点
1	路線認定整理番号
■	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線廃止

案内図

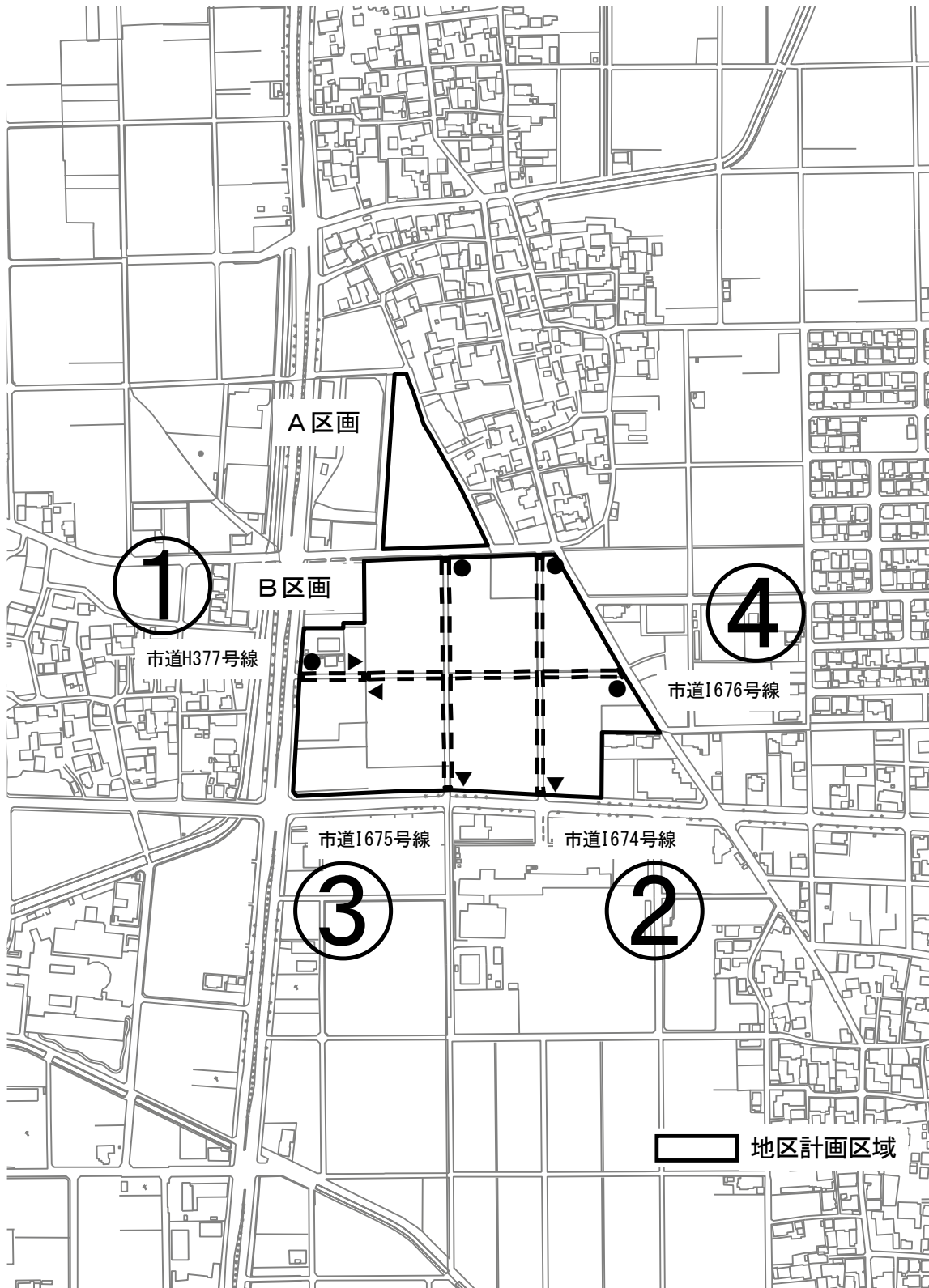
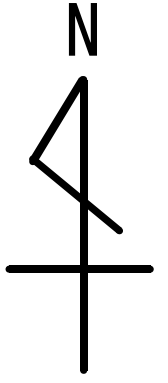
S=1 / 10,000



路線廃止

位置図

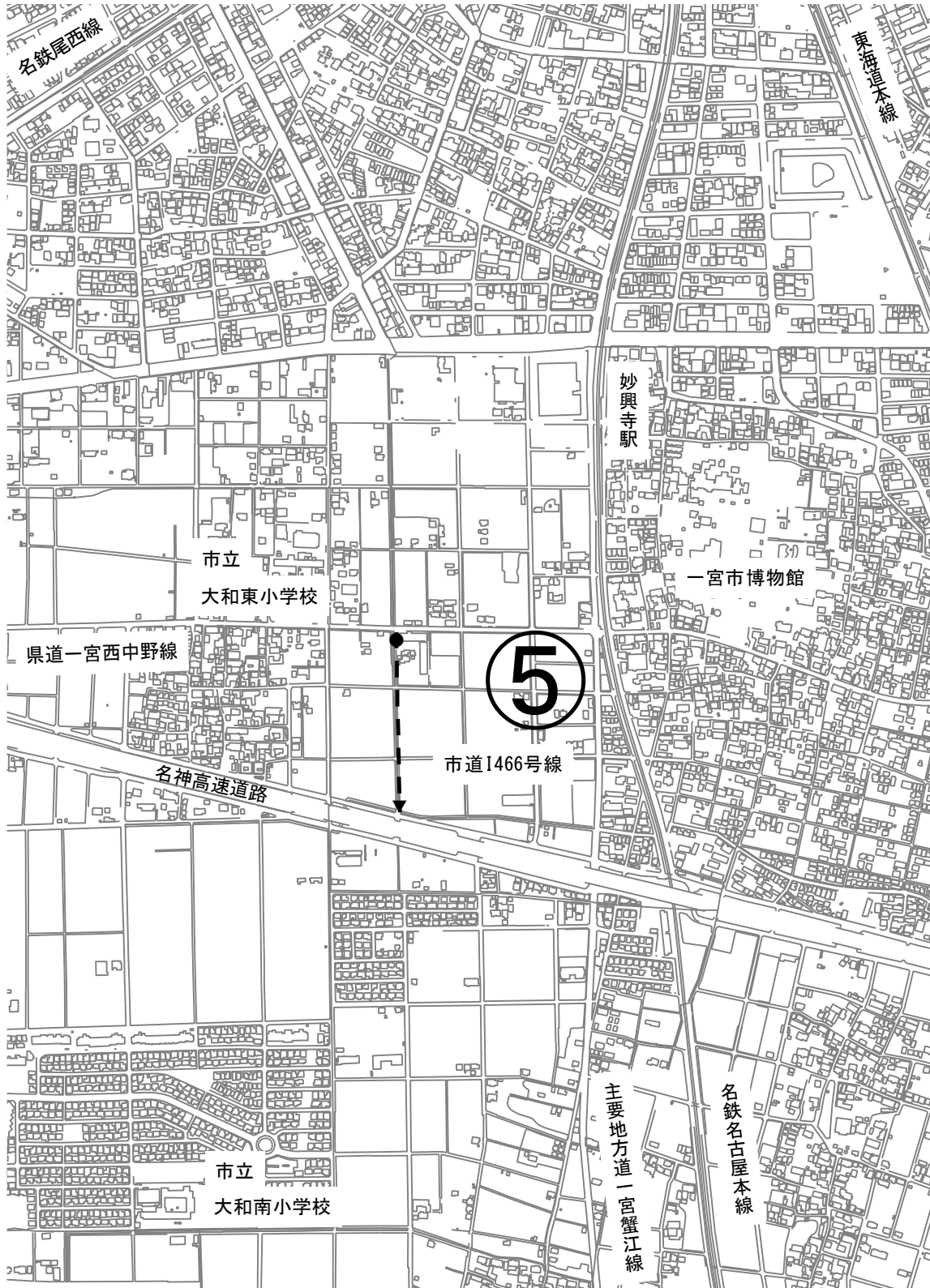
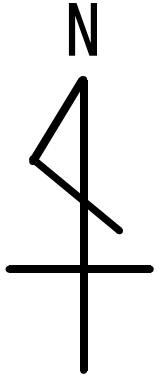
S=1/5,000



路線廃止

案内図

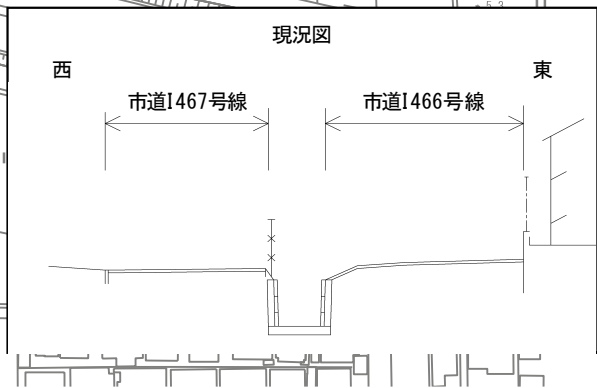
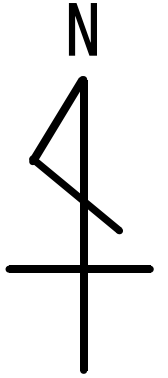
S=1 / 10,000



路線廃止

位置図

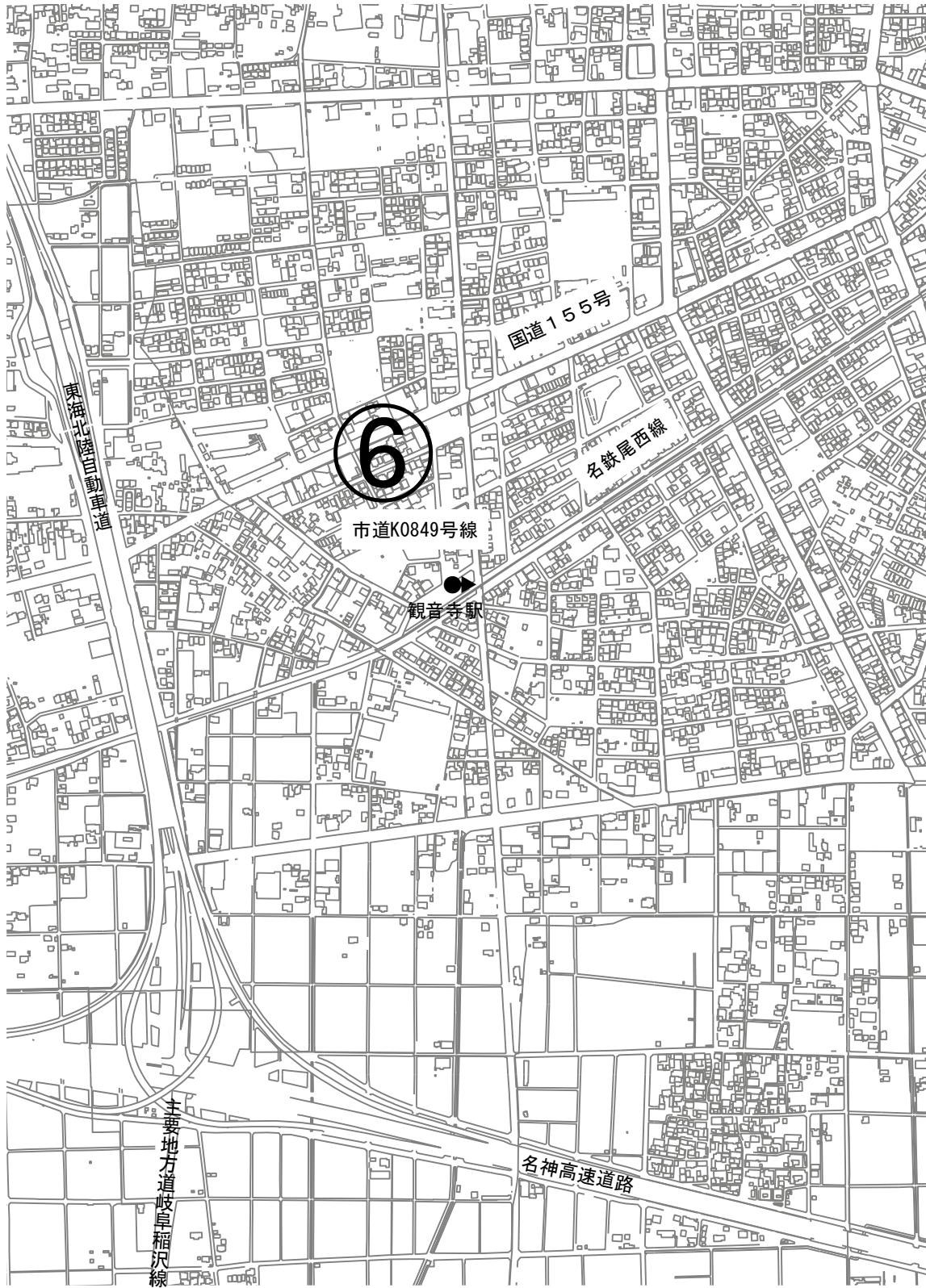
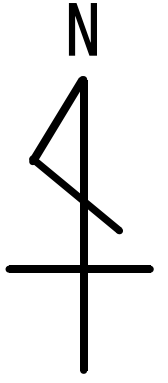
S=1/2,500



路線廃止

案内図

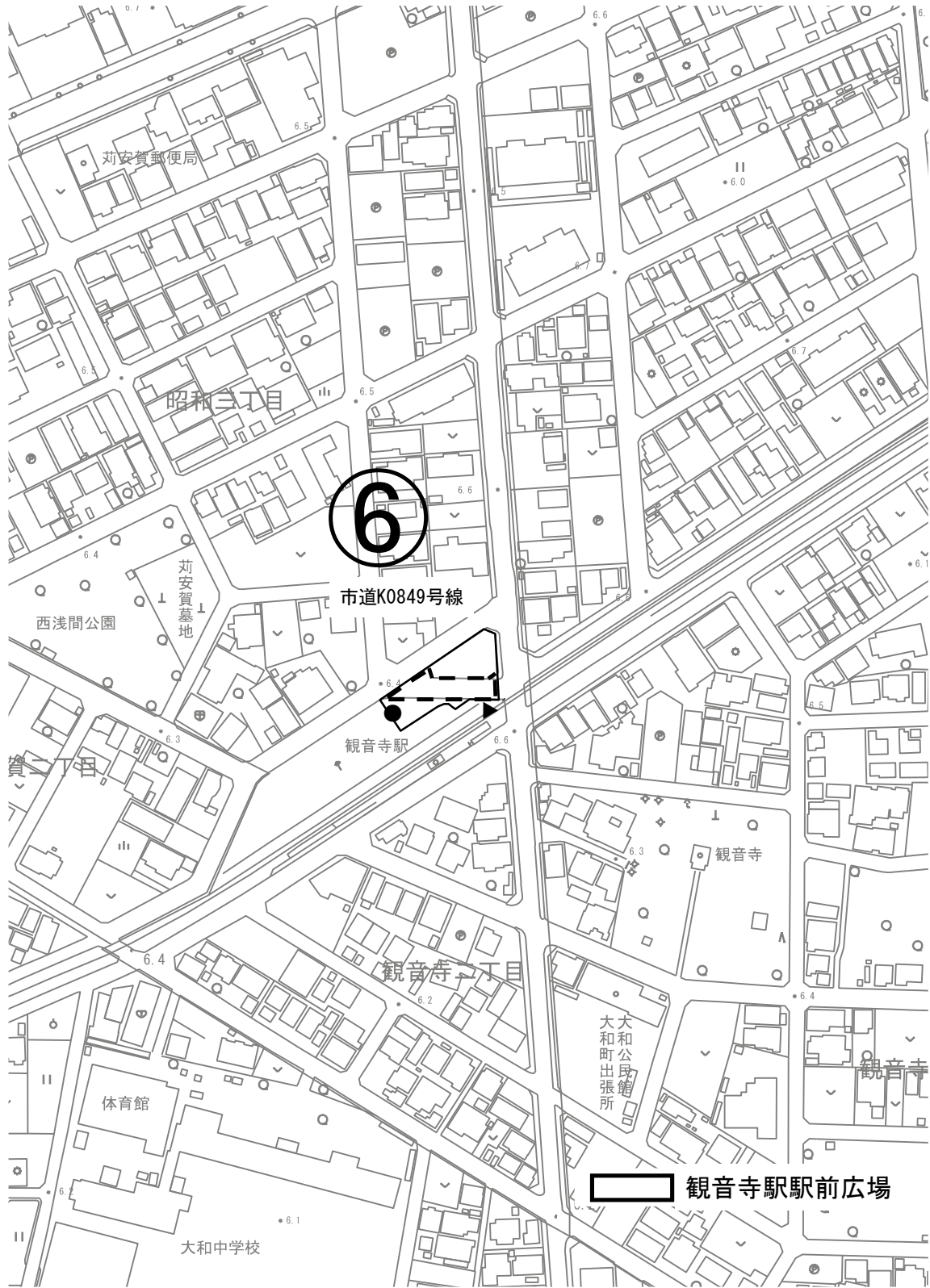
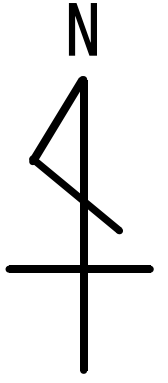
S=1 / 10,000



路線廃止

位置図

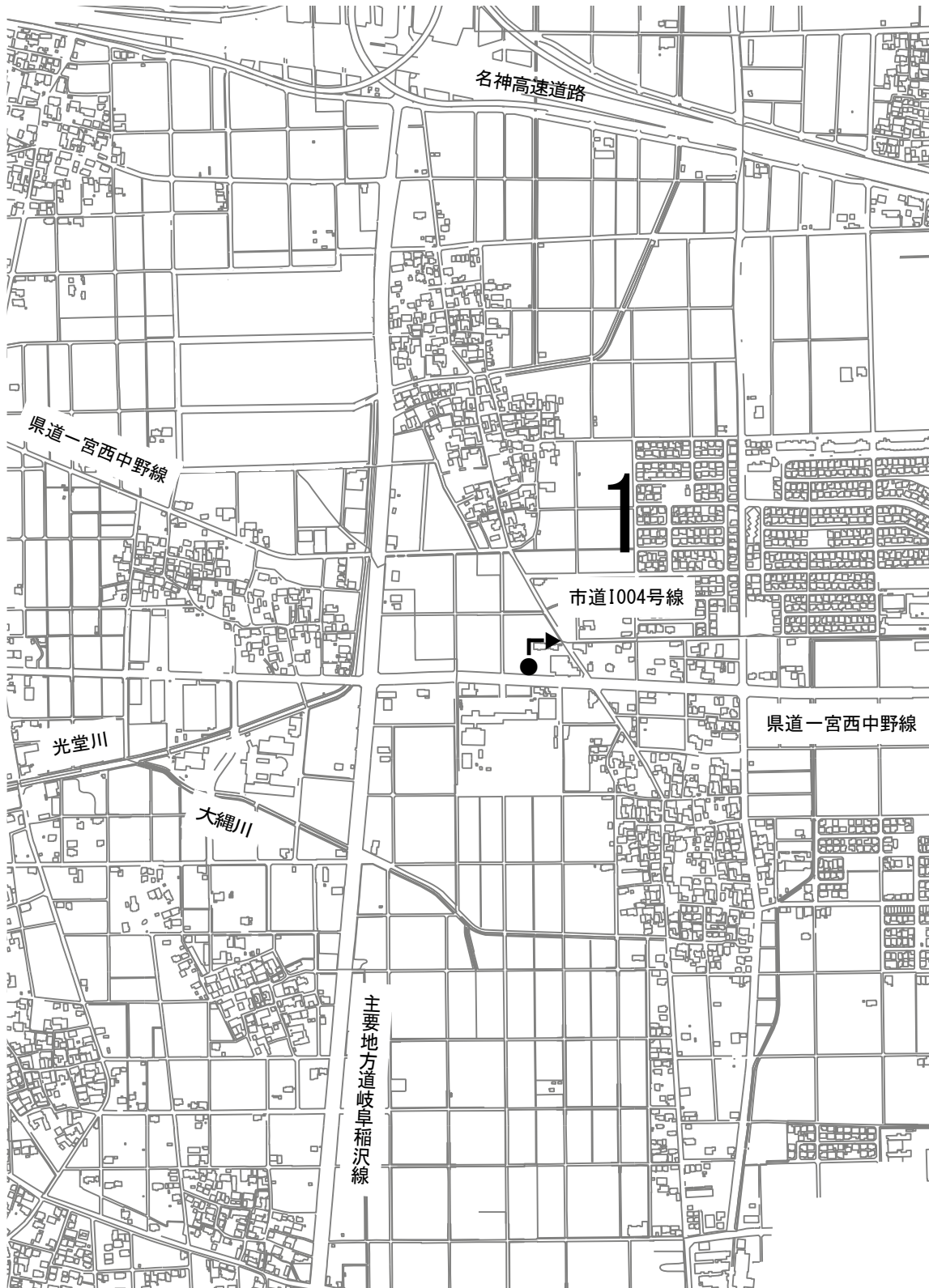
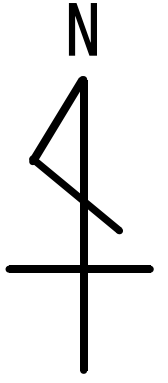
S=1/2,500



路線認定

案内図

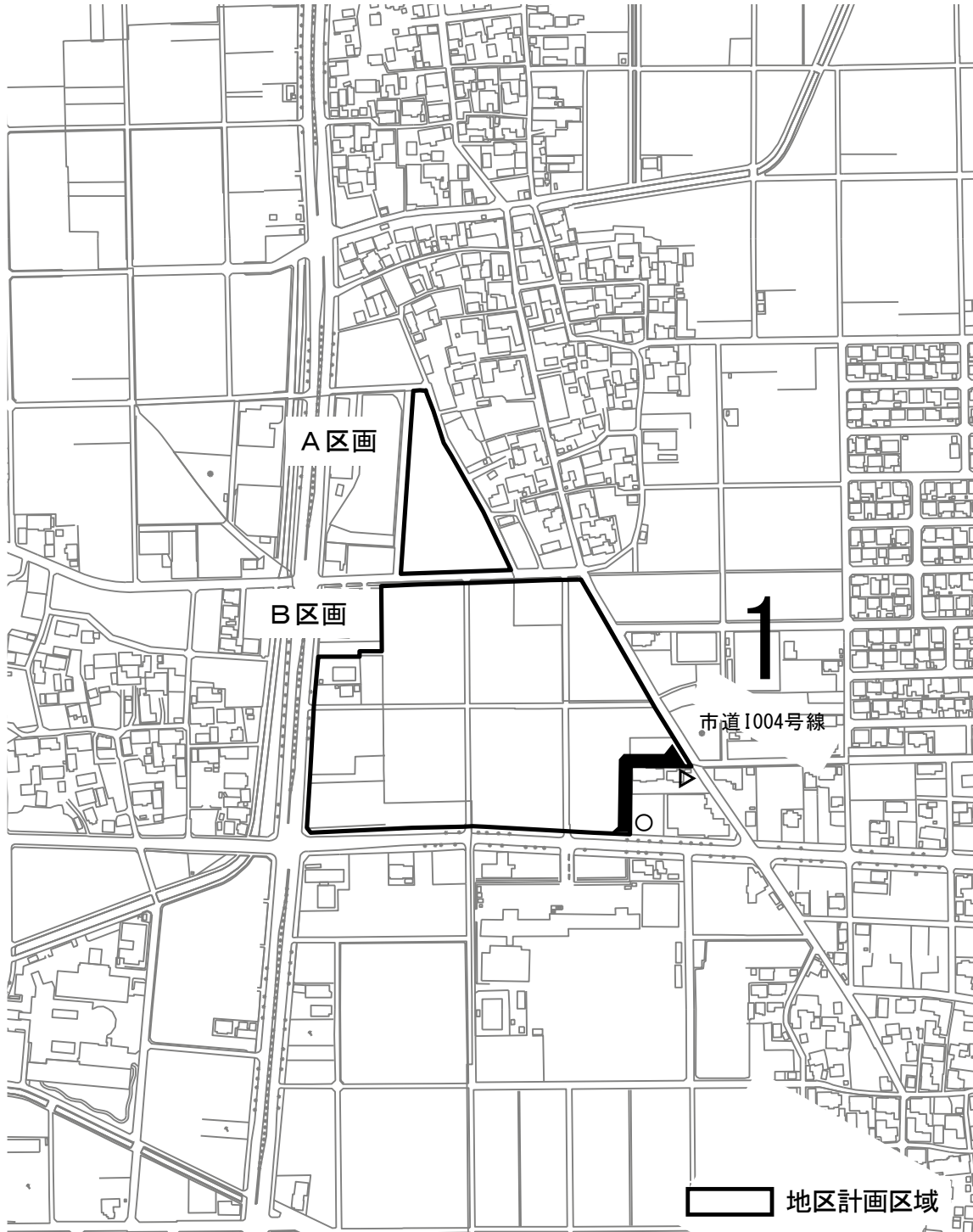
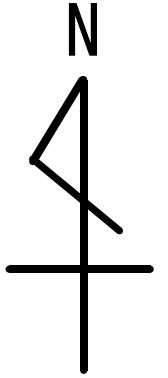
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1/5,000

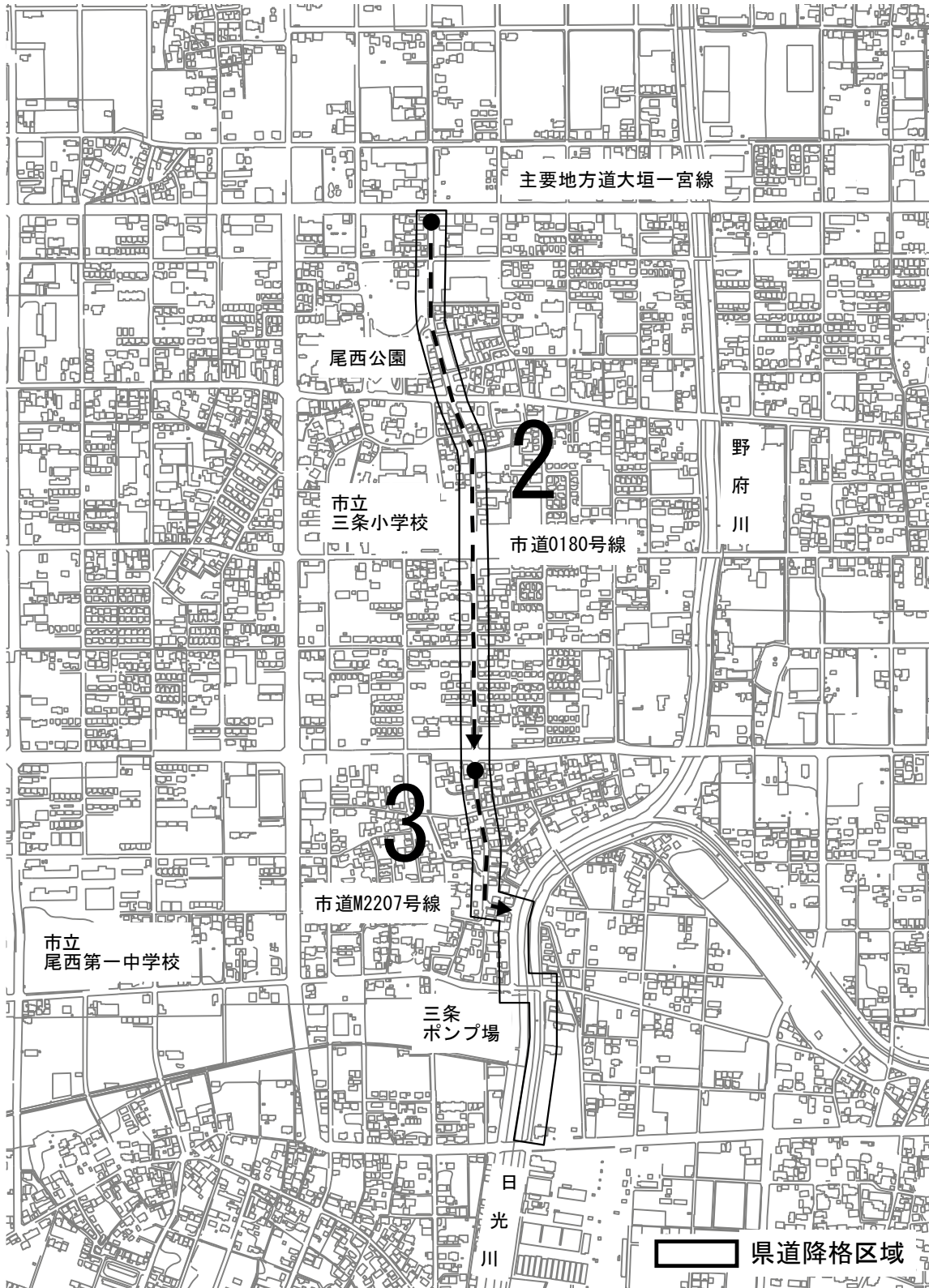
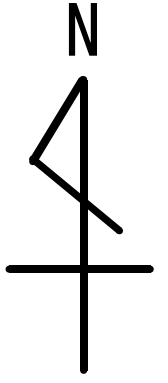


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道1004号線	106.0	11.8	29.0 (終点)

路線認定

案内図

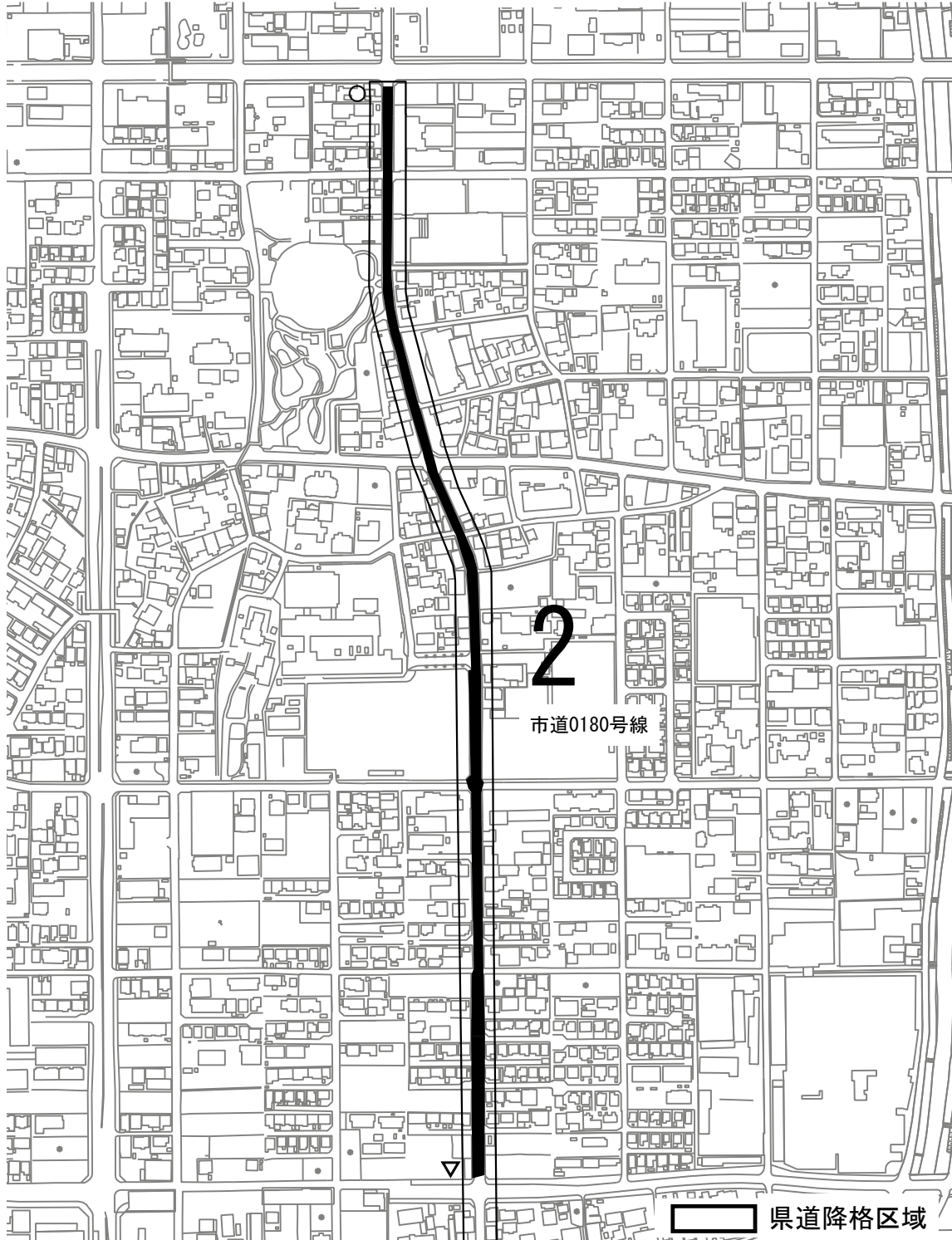
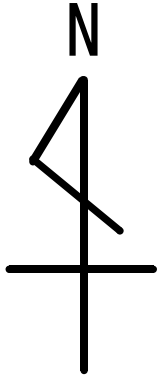
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1 / 5,000

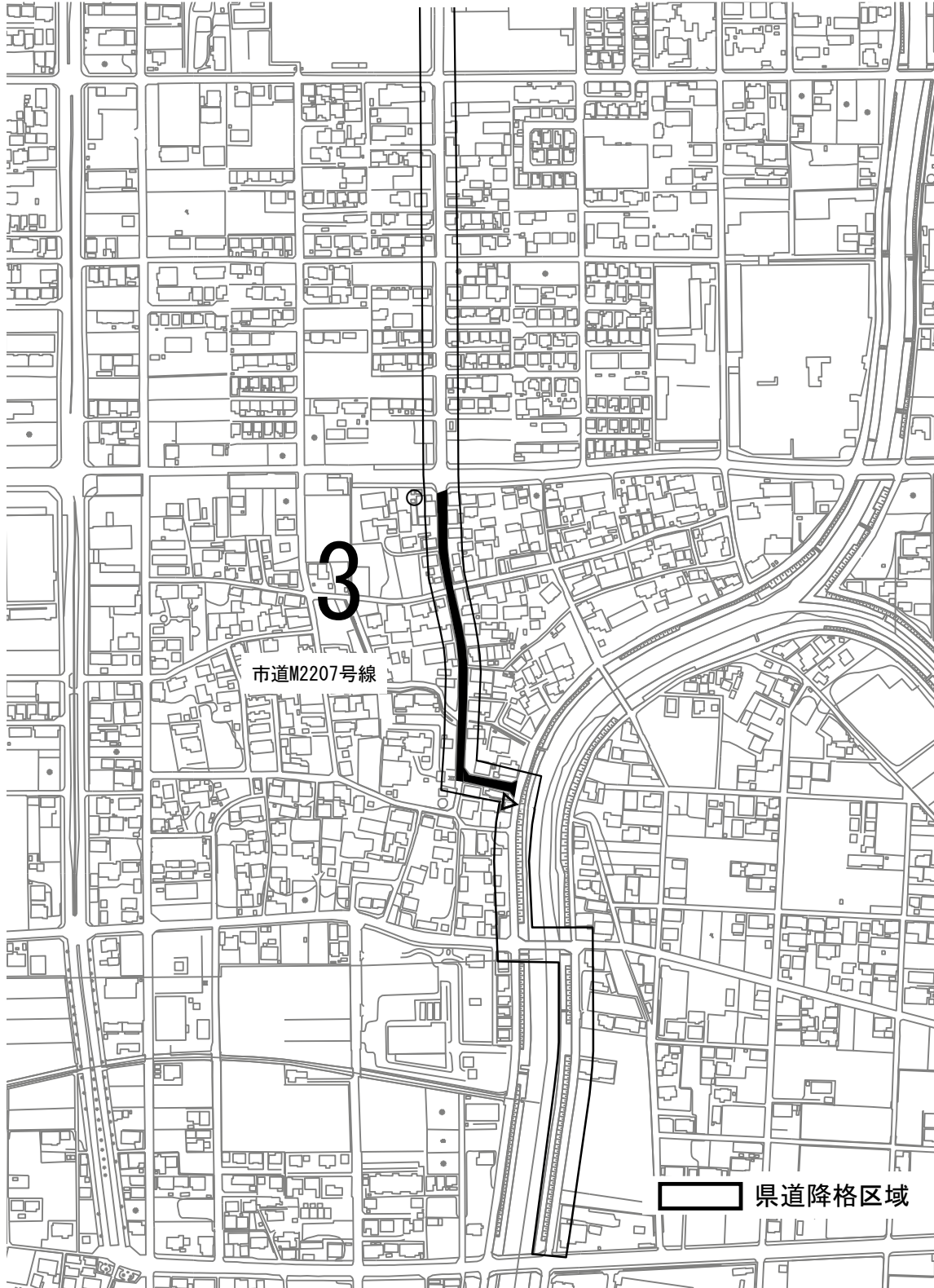
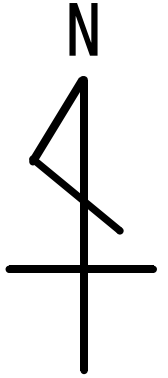


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道0180号線	884.5	8.0~10.2	13.1

路線認定

位置図

S=1 / 5,000

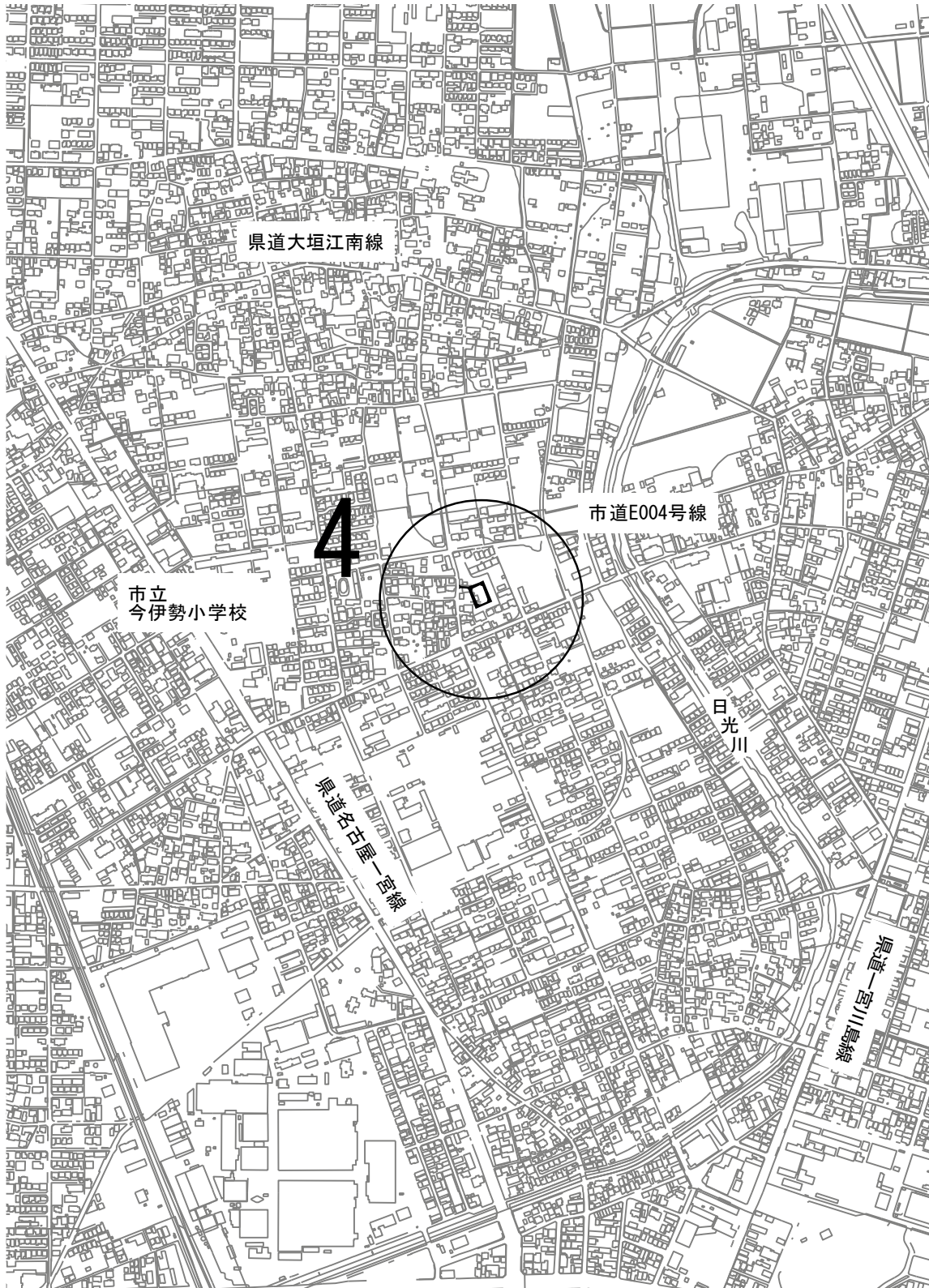
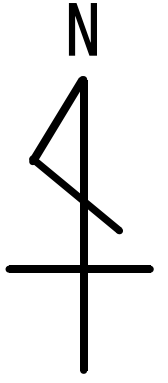


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
3	市道M2207号線	279.3	7.4~7.7	10.7 (終点)

路線認定

案内図

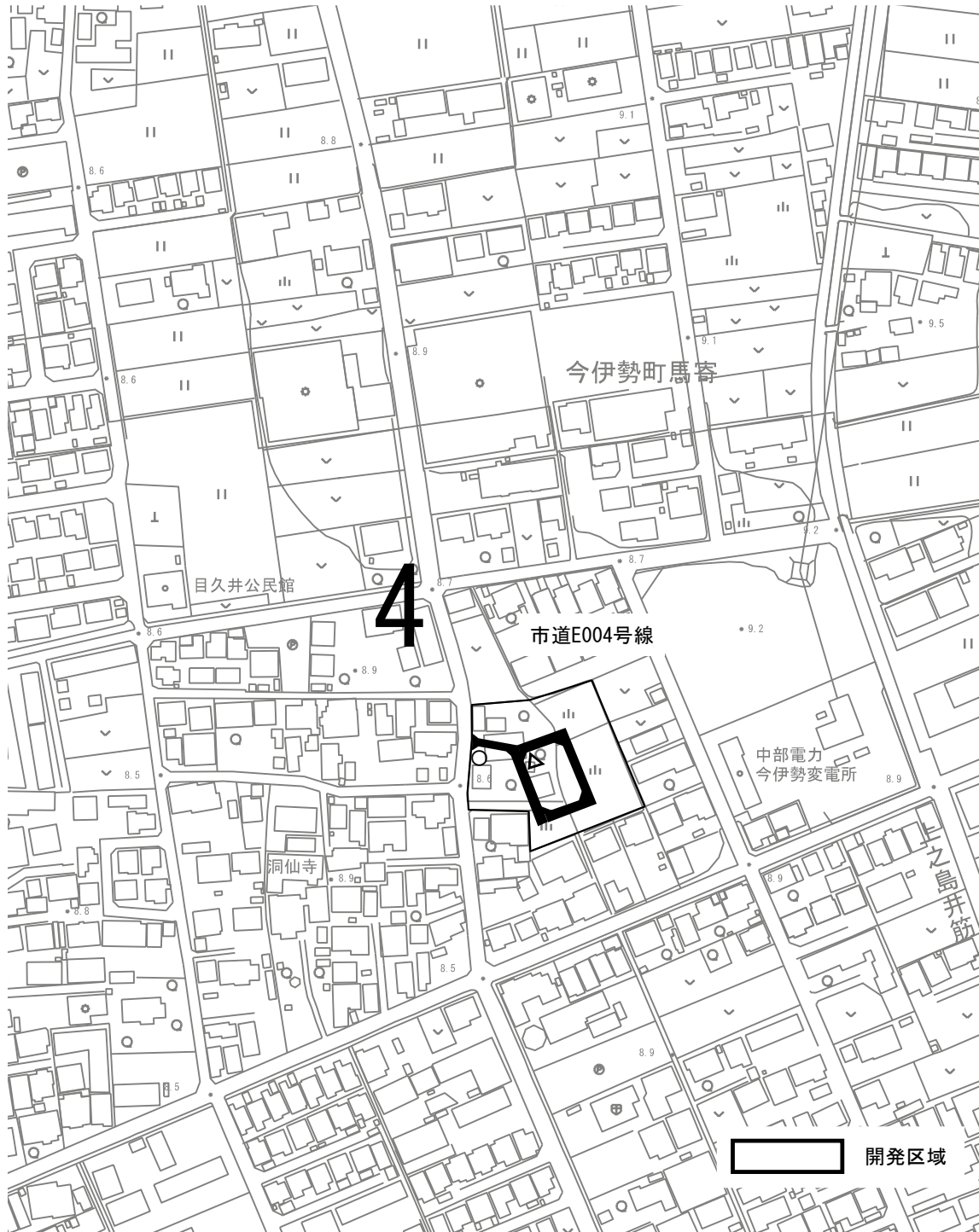
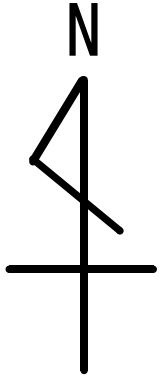
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1/2,500

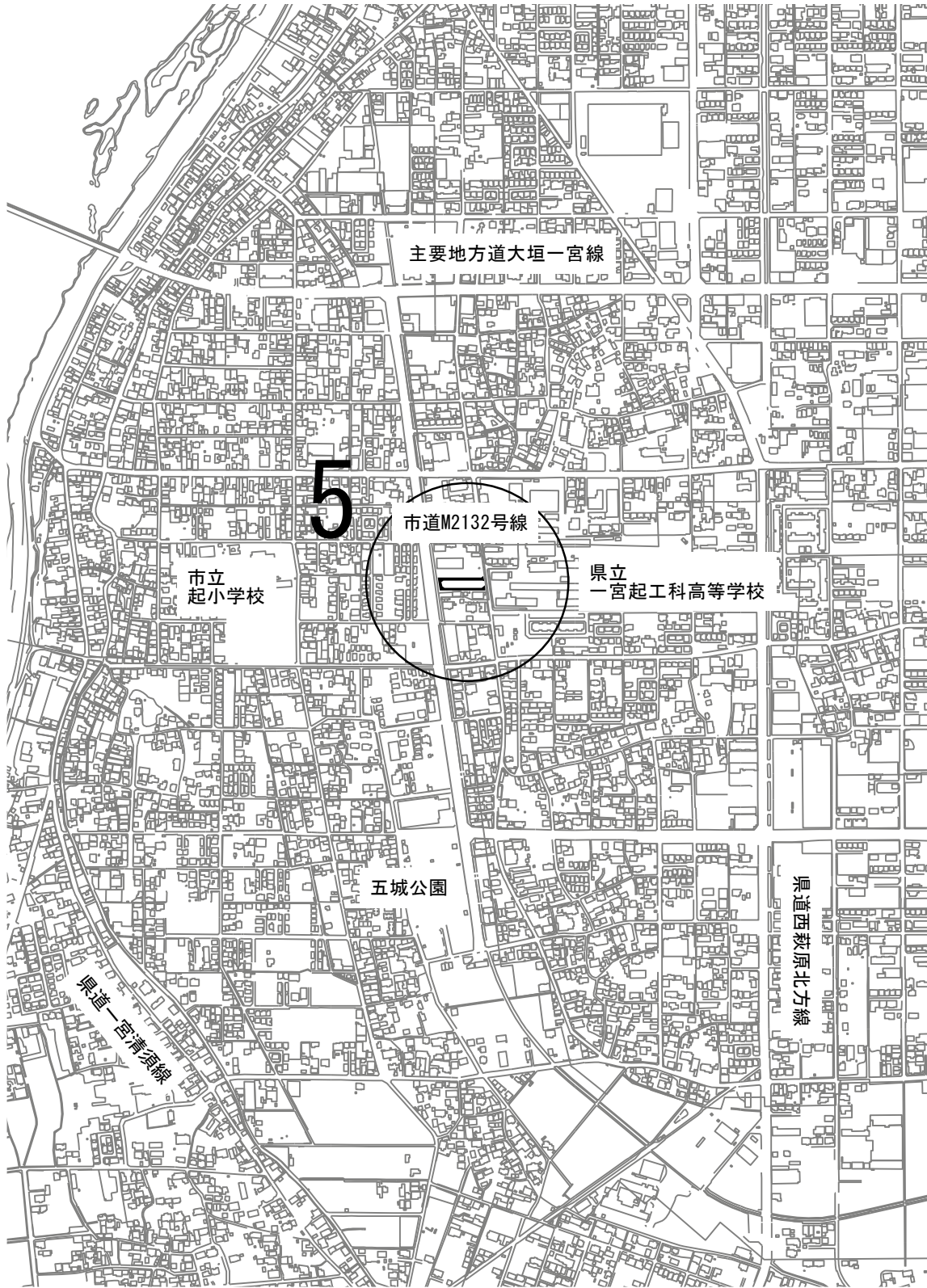
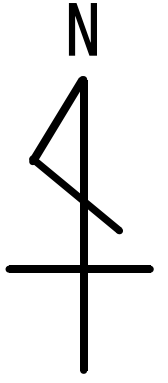


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
4	市道E004号線	108.19	4.5	8.7 (起点)

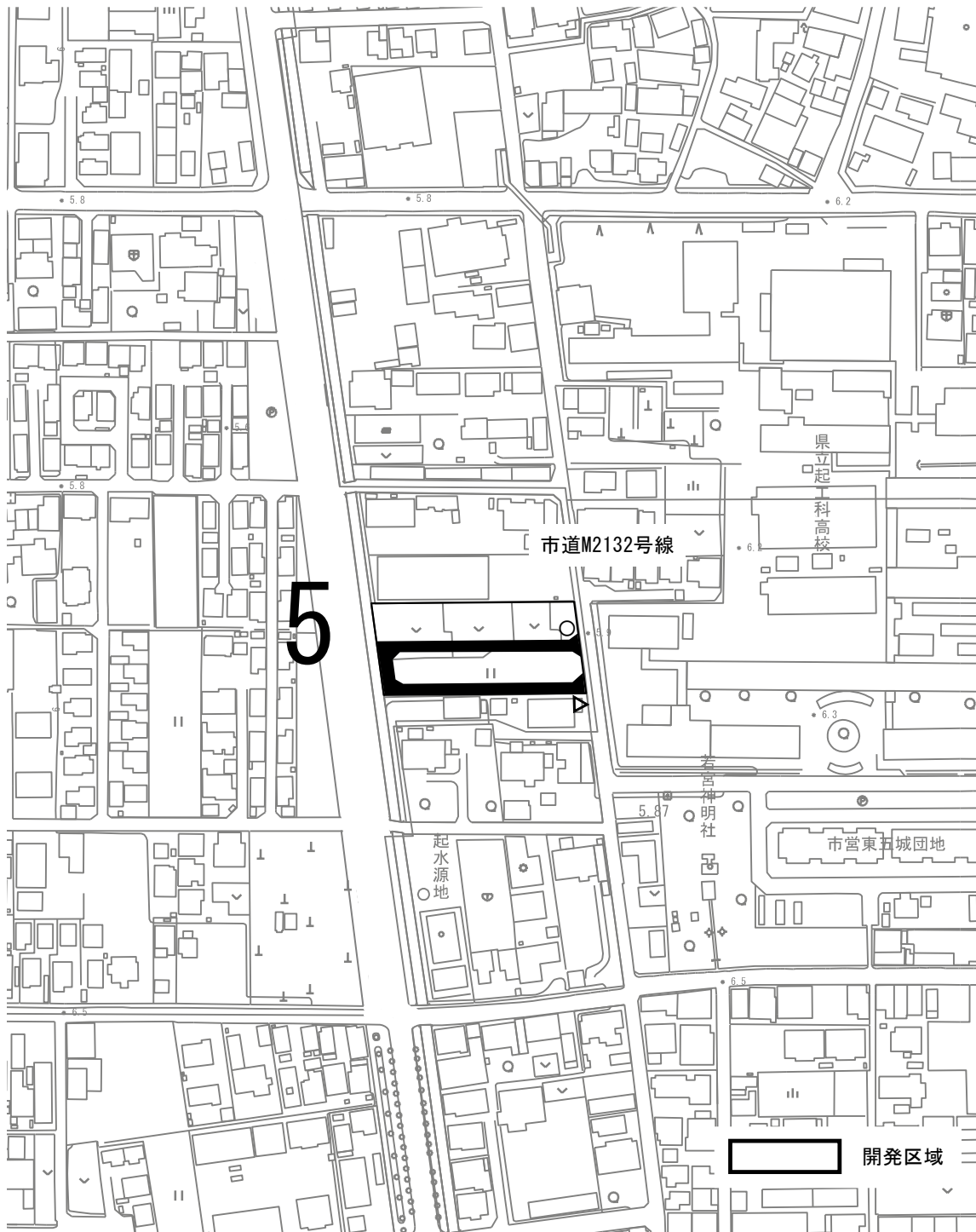
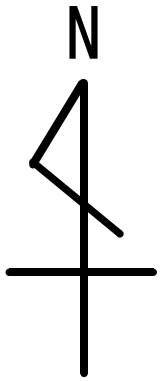
路線認定

案内図

S=1 / 10,000



路線認定
位置図
S=1/2,500

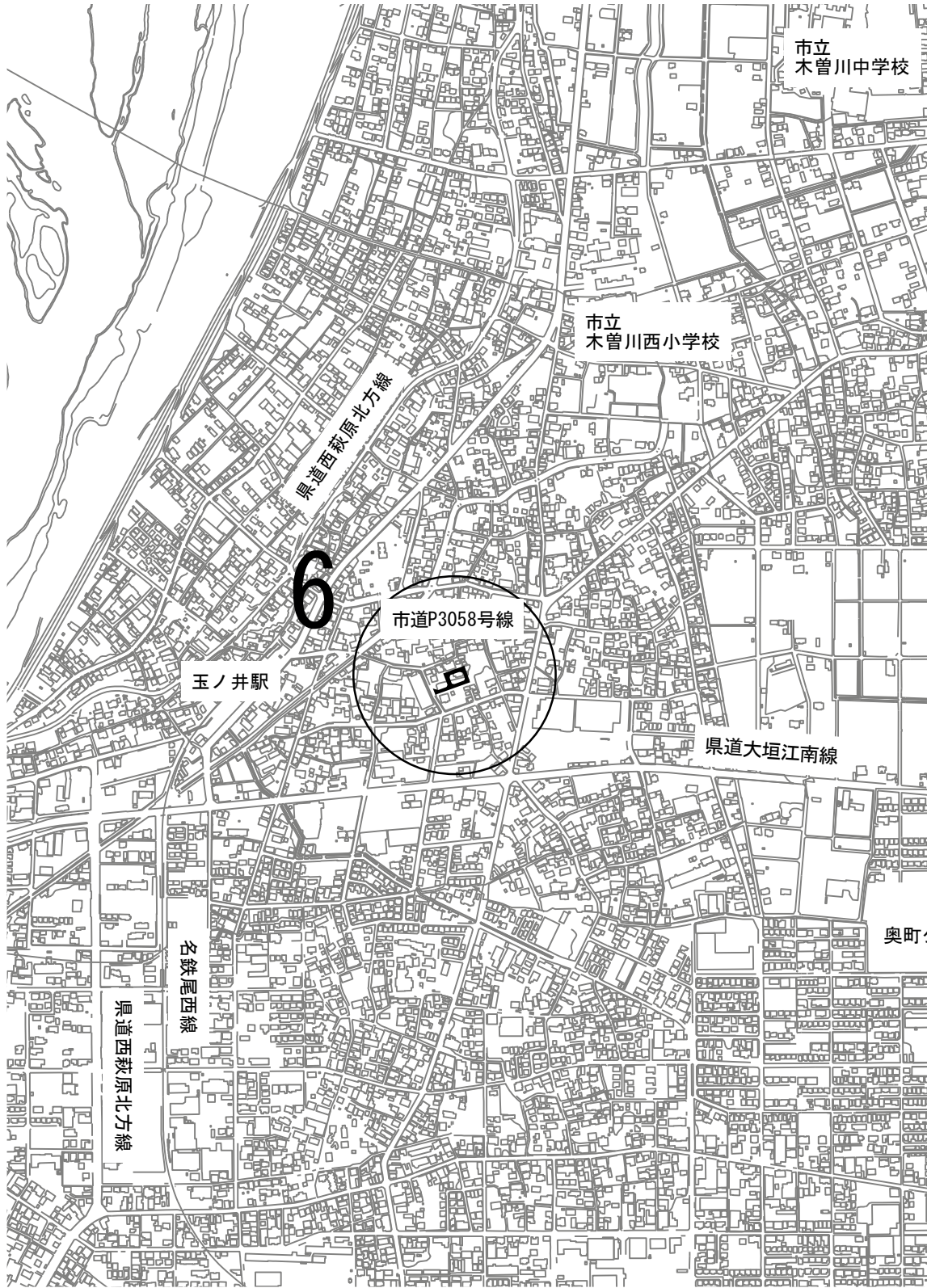
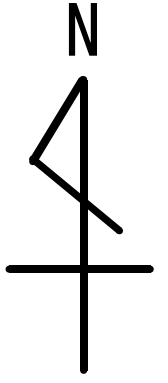


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
5	市道M2132号線	168.27	4.5	8.7 (起点)

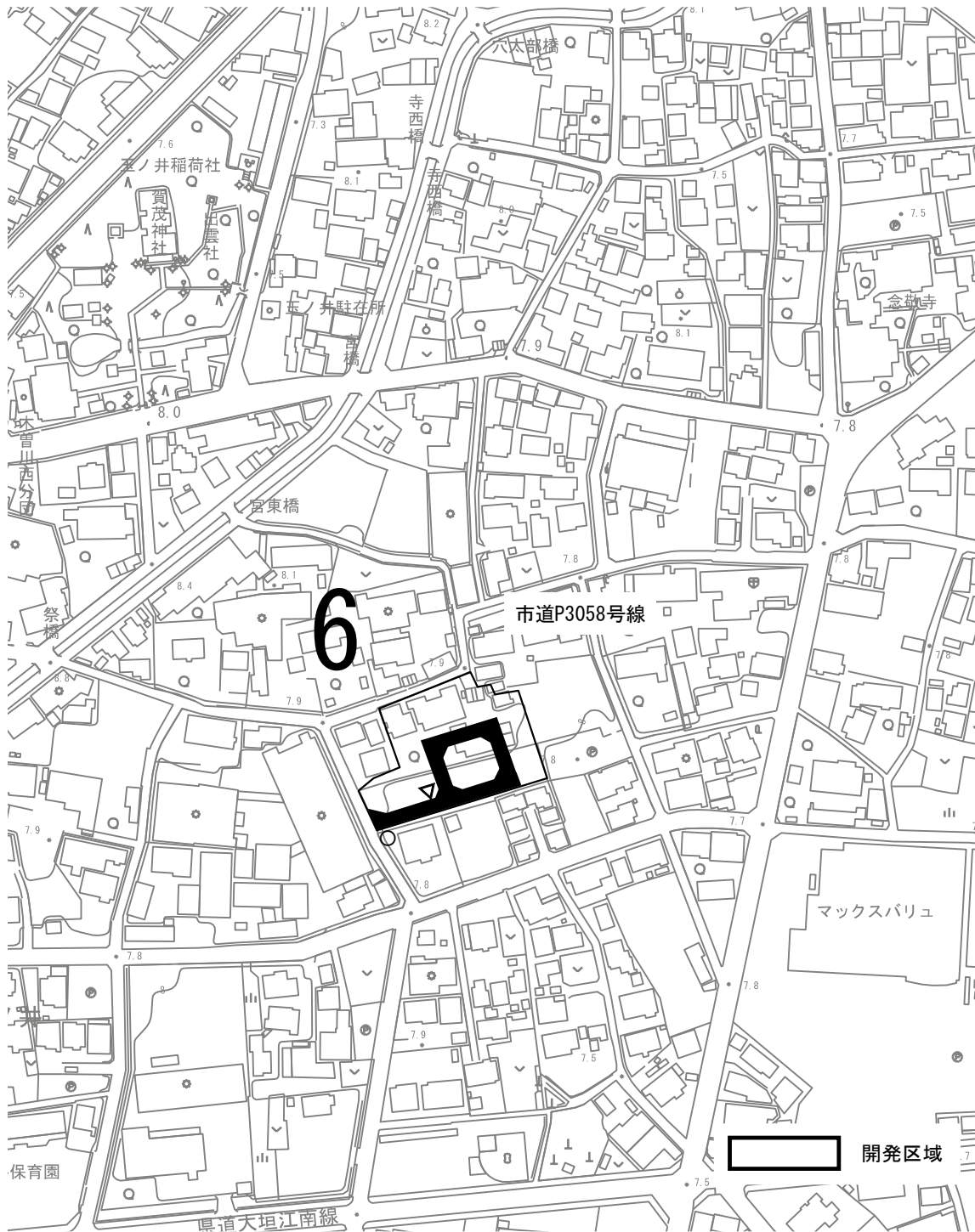
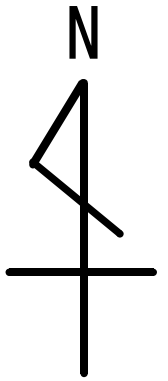
路線認定

案内図

S=1 / 10,000



路線認定
位置図
S=1/2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
6	市道P3058号線	152.46	4.0	8.3 (終点)

議案第37号

民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る契約の締結に係る議決内容の変更について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定に基づき、既に令和4年3月23日に議決を得た、民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業に係る契約の締結について、契約金額に関し議決の内容を変更すべき部分が生じたので、同条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名称 | 民間資金等の活用による(仮称)一宮市第1共同調理場整備運営事業 |
| 2 事業場所 | 一宮市浅井町東浅井地内及び一宮市浅井町西浅井地内 |
| 3 事業概要 | (仮称)一宮市第1共同調理場の設計、建設、維持管理及び運営に係る業務 |
| 4 契約方法 | 随意契約(公募型プロポーザル方式) |
| 5 契約金額 | 変更前 9,847,945,668円
変更後 9,910,124,914円 |
| 6 契約の相手方 | 一宮市時之島字吹上23番地2
株式会社一宮スクールランチ |

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 4.12.7	令和 4.8.27	交通事故	なし	一宮消防署本署
令和 5.1.12	令和 元.8.30	交通事故	なし	博物館管理課

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 4.12.13	令和 4.11.1	車両損傷事故	102,058円	102,058円	維持課
令和 4.12.14	令和 4.10.28	交通事故	303,138円	303,138円	観光交流課
令和 4.12.16	令和 4.10.29	保育園内清掃中の備品損傷事故	38,170円	38,170円	保育課

報告第2号

一般財団法人一宮市学校給食会の経営状況の報告について

一般財団法人一宮市学校給食会の令和5年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度 事業計画書

1 事業計画

(1) 学校給食に要する物資の調達に関する事業

ア 年間給食予定回数と総食数

小学校 191回 4月11日から3月21日

中学校 191回 4月11日から3月21日

	総食数(食)
共同調理場	4,544,062
単独校調理場	1,459,804
計	6,003,866

イ 学校給食用物資の調達

共同調理場は、業者選定委員会で審査し、理事会で指定した物資納入業者より、毎月行う物資選定委員会で選定した物資を購入して、南部・北部共同調理場に提供し、翌月その代金の支払いを行う。

単独校調理場は単独校調理場物資選定会で選定した物資を学校毎に購入し、この代金の支払い業務は本給食会が行う。

主食(米飯・パン・麺)及び、牛乳代金についても本会で支払う。

年間物資購入予定額

(単位：千円)

	副食材料	主食	牛乳	計
共同調理場	837,239	265,506	255,244	1,357,989
単独校調理場	271,844	82,489	81,998	436,331
計	1,109,083	347,995	337,242	1,794,320

(2) 学校給食費の徴収に関する事業

日額給食費

(単位：円)

	小学校	中学校
共同調理場	285	325
単独校調理場	285	325

年間徴収予定額

(単位：千円)

	共同調理場	単独校調理場	計
金額	1,357,989	436,331	1,794,320

1日あたりの予定食数

	小学校		中学校		計	
	校	食数(食)	校	食数(食)	校	食数(食)
南部共同調理場	18	8,216	8	4,533	26	12,749
北部共同調理場	14	7,857	7	4,019	21	11,876
共同調理場計	32	16,073	15	8,552	47	24,625
単独校調理場	10	5,076	4	2,710	14	7,786
合計	42	21,149	19	11,262	61	32,411

(3) 学校給食についての調査研究・普及充実に係る事業

- ア 物資納入業者等の施設、衛生状況調査
- イ 各種研究、協議会への参加
- ウ 小、中学校PTA等給食試食会の共催
- エ 食育推進事業の共催

令和5年度 収 支 予 算 書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	3,000	3,000	3,000	0	
基本財産収入	0	3,000	3,000	3,000	0	
事業収益	1,794,320,000	0	1,794,320,000	1,609,916,000	184,404,000	
給食費収入	1,794,320,000	0	1,794,320,000	1,609,916,000	184,404,000	
給食費収入(共同調理場)	1,357,989,000	0	1,357,989,000	1,218,102,000	139,887,000	
給食費収入(単独校調理場)	436,331,000	0	436,331,000	391,814,000	44,517,000	
受取市補助金等	19,835,000	1,527,000	21,362,000	28,162,000	△ 6,800,000	
市補助金	19,834,000	1,527,000	21,361,000	28,161,000	△ 6,800,000	
市補填金	1,000	0	1,000	1,000	0	
雑収益	243,000	0	243,000	114,000	129,000	
雑入	243,000	0	243,000	114,000	129,000	
経常収益計	1,814,398,000	1,530,000	1,815,928,000	1,638,195,000	177,733,000	
(2) 経常費用						
事務費	19,834,000	0	19,834,000	25,608,000	△ 5,774,000	
給料	6,290,000	0	6,290,000	12,693,000	△ 6,403,000	
諸手当	3,575,000	0	3,575,000	5,744,000	△ 2,169,000	
共済費	2,308,000	0	2,308,000	2,982,000	△ 674,000	
賃金	6,105,000	0	6,105,000	2,749,000	3,356,000	
報償費	140,000	0	140,000	0	140,000	
旅費	106,000	0	106,000	106,000	0	
需用費	561,000	0	561,000	550,000	11,000	
役務費	738,000	0	738,000	768,000	△ 30,000	
備品購入費	1,000	0	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	9,000	0	9,000	14,000	△ 5,000	
公課費	1,000	0	1,000	1,000	0	
事業費	1,794,320,000	0	1,794,320,000	1,609,916,000	184,404,000	
原材料費(共同調理場)	1,357,989,000	0	1,357,989,000	1,218,102,000	139,887,000	
原材料費(単独校調理場)	436,331,000	0	436,331,000	391,814,000	44,517,000	
徴収不能額	243,000	0	243,000	114,000	129,000	
雑費	1,000	0	1,000	1,000	0	
減価償却費	0	267,000	267,000	287,000	0	
管理費	0	1,530,000	1,530,000	2,556,000	△ 1,026,000	
給料	0	699,000	699,000	1,411,000	△ 712,000	
諸手当	0	399,000	399,000	639,000	△ 240,000	
共済費	0	258,000	258,000	331,000	△ 73,000	
旅費	0	19,000	19,000	19,000	0	
需用費	0	17,000	17,000	17,000	0	
役務費	0	104,000	104,000	105,000	△ 1,000	
備品購入費	0	1,000	1,000	1,000	0	
負担金・補助及び交付金	0	2,000	2,000	2,000	0	
公課費	0	31,000	31,000	31,000	0	
経常費用計	1,814,398,000	1,797,000	1,816,195,000	1,638,482,000	177,713,000	
評価損益等調整前当期計上増減額	0	△ 267,000	△ 267,000	△ 287,000	20,000	
当期経常増減額	0	△ 267,000	△ 267,000	△ 287,000	20,000	

(単位:円)

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度当初予算額	増 減	備 考
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	0	0	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	△ 267,000	△ 267,000	△ 287,000	20,000	
一般正味財産期首残高	0	409,000	409,000	604,000	△ 195,000	
一般正味財産期末残高	0	142,000	142,000	317,000	△ 175,000	
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	0	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	
III 正味財産期末残高	0	10,142,000	10,142,000	10,317,000	△ 175,000	

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込み

科 目	事業会計	法人会計	合 計	前年度予算額	増 減	備 考
【投資活動収支の部】						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 投資活動支出						
固定資産取得支出	0	0	0	0	0	
備品購入費	0	0	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	
【財務活動収支の部】						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
2. 財務活動支出						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	

2. 給食費収入、市補助金及び市補填金の増加に連動する費用に限り予算を超えて執行することができる。

報告第3号

一宮市土地開発公社の経営状況の報告について

一宮市土地開発公社の令和5年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度一宮市土地開発公社事業計画

1 用地取得

一宮市との協議に基づき、公有地の拡大の推進に関する法律及び土地収用法等による買取り用地（以下「公払法及び収用法等による買取り用地」という。）の取得を予定しています。

事業の区分		取得面積（㎡）	処分予定年度	処分の相手
1. 公有地取得事業	1. 公払法及び収用法等による買取り用地	2,000.00	—	一宮市
	合計	2,000.00		

2 用地処分

一宮市との協議に基づき、公払法及び収用法等による買取り用地の処分を予定しています。

事業の区分		処分面積（㎡）	処分の相手	処分の方法
1. 公有地取得事業	1. 公払法及び収用法等による買取り用地	1,000.00	一宮市	覚書等に基づく
	合計	1,000.00		

令和5年度一宮市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和5年度一宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用地取得面積 2,000.00 m²
 (2) 用地処分面積 1,000.00 m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入		
第1款 事業収益		134,059 千円
第1項 公有地取得事業収益		127,859 千円
第2項 附帯等事業収益		6,200 千円
第3項 補助金等収益		0 千円
第2款 事業外収益		22 千円
第1項 受取利息		4 千円
第2項 雑収益		18 千円
支 出		
第1款 事業原価		130,615 千円
第1項 公有地取得事業原価		127,564 千円
第2項 附帯等事業原価		3,051 千円
第2款 販売費及び一般管理費		2,692 千円
第1項 販売費及び一般管理費		2,692 千円
第3款 事業外費用		11 千円
第1項 支払利息		10 千円
第2項 雑損失		1 千円
(資本的収入及び支出)		

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額127,564千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）

収 入		
第1款 資本的収入		258,309 千円
第1項 短期借入金		258,309 千円
支 出		
第1款 資本的支出		385,873 千円
第1項 公有地取得事業費		258,309 千円
第2項 短期借入金償還金		127,564 千円
(短期借入金)		

第5条 短期借入金の限度額、借入の方法、利率及び償還の方法は「第1表 短期借入金」による。

2 短期借入金の限度額のうち本事業年度において借入れを行わなかった金額は、翌年度に繰り越して借入れることができる。

第1表 短期借入金

借入の目的	限 度 額	借入の方法	利 率	償 還 の 方 法
公有地取得事業	258,309 千円	証書借入等	年 1.00 % 以内	公有地取得事業収益等をもって償還する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費は、これを相互に流用することができる。

令和5年度一宮市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業収益			
134,059	1. 公有地取得事業収益		
	127,859	1. 公有用地売却収益	○公払法及び収用法等による買取り用地
		127,859	
		2. 代替地売却収益	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業収益		
	6,200	1. 保有土地賃貸等収益	○保有土地一時使用料
		3,949	
		2. 附帯事業収益	○公共事業等代替地管理事業負担金
		2,251	
	3. 補助金等収益		
	0	1. 補助金等収益	○公共事業等代替地売却に伴う損失補てん等
		0	
2. 事業外収益			
22	1. 受取利息		
	4	1. 受取利息	○預金利息
		4	
	2. 雑収益		
	18	1. その他の雑収益	○電柱敷地一時使用料
		18	
収益的収入合計		134,081	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 事業原価			
130,615	1. 公有地取得事業原価		
	127,564	1. 公有用地売却原価	○公拵法及び収用法等による買取り用地
		127,564	
		2. 代替地売却原価	○公共事業等代替地
		0	
	2. 附帯等事業原価		
	3,051	1. 保有土地賃貸等原価	○駐車場管理費等
		800	
		2. 附帯事業原価	○公共事業等代替地管理費
		2,251	
2. 販売費及び 一般管理費			
2,692	1. 販売費及び一般管理費		
	2,692	1. 人件費	○報酬 230
		1,910	○給料 1,212
			○手当等 220
			○法定福利費 232
			○福利厚生費 16
		2. 経費	○旅費 30
		782	○需用費 370
			○役務費 260
			○使用料及び賃借料 10
			○負担金補助及び交付金 40
			○補償費 1
			○公租公課 61
			○雑費 10
3. 事業外費用			
11	1. 支払利息		
	10	1. 支払利息	○一時借入金利息
		10	
	2. 雑損失		
	1	1. 雑損失	
		1	
収 益 的 支 出 合 計		133,318	

資本的収入及び支出
収 入

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的収入			
258,309	1. 短期借入金		
	258,309	1. 短期借入金	○公有地取得事業資金借入金
		258,309	

支 出

(単位：千円)

予 算 科 目 の 区 分			説 明
款	項	目	
1. 資本的支出			
385,873	1. 公有地取得事業費		
	258,309	1. 公有地取得事業費	○用地費 200,000
		258,309	○補償費 50,000
			○測量試験費 1,000
			○諸経費 1,000
			○支払利息 6,309
	2. 短期借入金償還金		
	127,564	1. 短期借入金償還金	○公有地取得事業資金借入金償還金
		127,564	

令和5年度一宮市土地開発公社資金計画

(単位：千円)

区 分	前年度決算見込額	当年度予定額	増 △減
受入資金	151,099	482,580	331,481
公有地取得事業収益	55,321	127,859	72,538
附帯等事業収益	6,636	6,200	△ 436
補助金等収益	0	0	0
受取利息	4	4	0
雑収益	19	18	△ 1
短期借入金	729	258,309	257,580
事業未収金	0	0	0
前払費用	0	0	0
前年度繰越金	88,390	90,190	1,800
支払資金	60,909	391,627	330,718
公有地取得事業費	729	258,309	257,580
短期借入金償還金	55,321	127,564	72,243
附帯等事業原価	2,123	3,051	928
販売費及び一般管理費	2,620	2,692	72
支払利息	0	10	10
雑損失	0	1	1
未払金	0	0	0
預り金等支出	116	0	△ 116
差 引	90,190	90,953	763

令和5年度一宮市土地開発公社予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業収益		
	(1) 公有地取得事業収益	127,859	
	(2) 附帯等事業収益	6,200	
	(3) 補助金等収益	0	134,059
2	事業原価		
	(1) 公有地取得事業原価	127,564	
	(2) 附帯等事業原価	3,051	130,615
	事業総利益		3,444
3	販売費及び一般管理費		
	(1) 販売費及び一般管理費		2,692
	事業利益		752
4	事業外収益		
	(1) 受取利息	4	
	(2) 雑収益	18	22
5	事業外費用		
	(1) 支払利息	10	
	(2) 雑損失	1	11
	経常利益		763
	当期純利益		763

令和5年度一宮市土地開発公社予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資産の部		
1	流動資産	
	(1)現金及び預金	90,953
	(2)公有用地	745,000
	(3)代替地	525,811
	流動資産合計	1,361,764
2	固定資産	
	(1)有形固定資産	
	ア 車両その他の運搬具	1,390
	減価償却累計額	1,390
		0
	(2)投資その他の資産	
	ア 長期性預金	10,000
	固定資産合計	10,000
	資産合計	1,371,764
負債の部		
1	流動負債	
	(1)短期借入金	508,176
	固定負債合計	
	負債合計	
2	固定負債	
	(1)長期借入金	762,635
	固定負債合計	1,270,811
	負債合計	1,270,811
資本の部		
1	資本金	
	(1)基本財産	10,000
	資本金合計	10,000
2	準備金	
	(1)前期繰越準備金	90,190
	(2)当期純利益	763
	準備金合計	90,953
	資本合計	100,953
	負債・資本合計	1,371,764

令和5年度一宮市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	公有地取得事業収入	127,859
	その他事業収入	6,218
	補助金等収入	0
	公有地取得事業支出	△ 258,309
	その他事業支出	△ 3,051
	人件費支出	△ 1,910
	その他の業務支出	△ 783
	小計	△ 129,976
	利息の受取額	4
	利息の支払額	△ 10
	事業活動によるキャッシュ・フロー合計	△ 129,982
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	該当なし	
	投資活動によるキャッシュ・フロー合計	0
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入による収入	258,309
	短期借入金の返済による支出	△ 127,564
	財務活動によるキャッシュ・フロー合計	130,745
4	現金及び現金同等物増減額 (△は減少)	763
5	現金及び現金同等物期首残高	90,190
6	現金及び現金同等物期末残高	90,953

注 記 事 項

(重要な会計方針)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

代替地・・・個別法による原価法によっています。なお、一宮市による損失補償が付されています。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法によっています。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

なお、今期末の有形固定資産の予定額は1円です。

3 消費税等の会計処理・・・税込方式によっています。

(追加情報)

1 短期借入金（今期末予定額508,176千円）による金融機関からの調達資金には、一宮市による債務保証が付されています。

報告第4号

一宮地方総合卸売市場株式会社の経営状況の報告について

一宮地方総合卸売市場株式会社の令和5年度事業計画及び事業会計予算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年2月27日提出

一宮市長 中野正康

令和5年度一宮地方総合卸売市場株式会社事業計画

1. 基本方針

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下でも、全国的な外出自粛が要請されなくなったことを背景に人出の回復が進み、サービス消費を中心とする個人消費の回復傾向にあります。しかし、世界的なインフレを背景に、国内でもエネルギー価格が上昇しているほか、食料品における原材料コストの価格転嫁の広がりが見られます。また、雇用や名目賃金が回復する中でも、インフレによって実質所得はマイナスで推移していますが、サービス消費は感染拡大前の水準を目指して回復をつづける見込みです。

市場においては、異常気象による不安定な青果物の入荷、少子高齢化や核家族化の影響による食料消費の減少を始め、食の安全・安心の重要性の問題、消費者ニーズの多様化など多くの問題を抱えております。

これらの問題に対して、付加価値の向上や経営コストの削減などにより、市場経営の安定と向上を図り、生産者・消費者に求められ期待される市場を目指していく必要があります。

本年度は、次に掲げる事項を重点課題として取り組んでいきます。

(1) 卸売市場の体質強化

卸売市場においては、輸入食料の増加、量販店の産地直送などによる市場を通さない取引、さらにはインターネット取引など流通の多様化で取扱量の減少が続いています。

この状況に対して、他市場では経営基盤を確立するために、市場間統合や市場民営化などが進められています。このような他市場の動向も注視しながら運営方法を研究していきます。

(2) 卸売市場活性化への取組み

卸売市場が産地のブランド品の増加に対して機能を発揮するためには、卸売市場関係者が連携して流通の要請に応えていく必要があります。

- ① 卸売事業者、生産者及び消費者などが連携し、消費者情報や商品情報の提供及び商品開発などの機能の強化を図ります。
- ② 食品の安全性の確保及び品質管理の徹底を図り、消費者への安全な食品の提供を図ります。
- ③ 地場野菜の消費拡大のために、消費者に地産地消を促すとともに、食育啓発事業の推進を図ります。

(3) 食の安全・安心の確保

食品業界における偽装表示や廃棄食品の不正利用、生産作物の残留農薬問題など消費者の信頼を揺るがす不祥事や事故により、食の安全・安心の確保が重要性を増しています。

食品業界においては、法令の遵守に向けた対応や消費者の信頼を確保するため、食の安全・安心に対する取組みを一層推進していく必要があります。

- ① 食の安全・安心への関心が高まる中で、卸売市場を經由して流通する生鮮食品の安全についても、生産者や生産地の明確化など消費者の信頼を損なわないよう食の安全・安心を確保するよう図ります。
- ② ポジティブリスト(残留農薬の基準)制度については、生産者を含む市場関係者とその制度の趣旨を十分に理解し、食の安全を守る責任ある立場にあることを自覚するとともに、その使命を果たすことが重要であります。

食の安全・安心に関しては業務の基本であり、生産者を含む市場関係者のコンプライアンス(法令遵守)体制の確立などにより意識の高揚を図ります。

(4) 事業発展への取組み

卸売事業者や関連事業店舗組合など市場関係者には、既存の事業の見直しにより事業の改善を図ります。

特に、地域への市場開放事業による関連店舗の売り上げの向上と消費拡大のため平成8年度から実施している「日曜新鮮市」に関しては、来場者増のために内容の充実を図り、関連店舗の消費者利用のPRに努め事業の推進を図ります。

(5) 事務事業の見直し及び効果

市場取扱量の減少が進む中で、市場の運営に関する開設者の責任と役割が大変重要になってきております。

特に、事業実施においては事業効果を十分に検討し、より大きな効果を得るように努めます。

事務事業においては常に簡素で効率的な事業運営を基本とし、より一層の経費節減に努めます。

(6) 施設などの維持管理

市場の関係施設は開設から40年以上になり、建物や設備等の老朽化が全般的に激しくなってきました。建物や設備の大規模改修には多額の経費を要するため、適正に点検を実施することで施設の延命化に努めます。

(7) 借入金の償還

長期借入金の償還については、財務体質の改善及び財政運営の安定化に努め計画的に償還を行います。

2. 令和5年度取扱高の目標

(単位:トン・百万円)

取扱高		数 量	金 額
品 目			
青果物	野 菜	9,137.1	2,893
	果 実	1,141.4	390
	その他	12.6	123
小 計		10,291.1	3,406
水産物		4.2	5
合 計		10,295.3	3,411

※ 参考

(単位:トン・百万円)

取扱高		R 2 年度実績		R 3 年度実績		R 4 年度見込 (1, 2, 3 月分は R 元年度~R3 年度の平均値より算出)	
		数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
青果物	野 菜	8,183	2,316	8,647	2,593	8,702	2,755
	果 実	1,006	316	1,048	375	1,087	371
	その他	20	23	13	50	12	117
小 計		9,209	2,655	9,708	3,018	9,801	3,243
水産物		12	12	8	9	4	5
合 計		9,221	2,667	9,716	3,027	9,805	3,248

3. 長期借入金の償還

令和5年度元金償還計画

借入先	償還金(円)	返済財源
一宮市	5,000,000	自己資金
愛知西農協①	9,996,000	自己資金
愛知西農協②	6,000,000	自己資金
計	20,996,000	

* 令和4年度末長期借入金残高

一宮市	435,550,000円
愛知西農協①	25,863,000円
愛知西農協②	18,000,000円

4. 預り保証金

令和5年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	新規見込額	期末残高
<u>24,558,567</u>	0	707,080	25,265,647

*新規テナント1コマ

令和4年度

(単位:円)

期首残高	期中返済額	期中預り額	期末残高
24,558,567	0	0	<u>24,558,567</u>

令和5年度収支計画(案)

単位：千円

科 目	金 額		
営業収益			
売上高使用料	9,000		
施設使用料	83,000		
市 場 使 用 料		92,000	
賃 貸 収 入		6,000	
市 場 共 益		3,500	
雑 収		1,350	
受 取 利		10	
			<u>102,860</u>
営業費用			
一般管理費			
役員報酬		2,300	
役給賃		13,700	
退職給付費		0	
厚生費		900	
旅交会費		2,500	
広水消修保		150	
道耗		30	
繕管地償担		10	
税		150	
車火通リ清		3,500	
雑支		500	
公		22,000	
利		5,800	
益		5,600	
等		10,000	
益		1,500	
益		5,500	
益		150	
益		3,000	
益		150	
益		1,150	
益		4,500	
益		4,000	
益		800	
			<u>87,890</u>
税引前当期純利益			14,970
法人税			6,737
当期純利益			8,233